

【参 考 資 料】

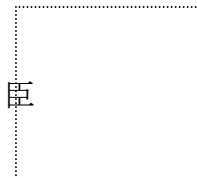
- 参考 1 事業所母集団データベースの整備方針（平成23年3月25日総務大臣決定）
- 参考 2 事業所母集団データベース運用管理規程（平成24年12月21日総務省統計局長・
政策統括官（統計基準担当）決定）
- 参考 3 公的統計の整備に関する基本的な計画（平成26年3月25日閣議決定）－抜粋－
- 参考 4 イギリスにおけるビジネスレジスターに関する資料
- 参考 5 フランスにおけるビジネスレジスターに関する資料
- 参考 6 アメリカにおけるビジネスレジスターに関する資料
- 参考 7 カナダにおけるビジネスレジスターに関する資料
- 参考 8 EuroStat勧告マニュアル2010
（Business registers Recommendations manual, 2010）～抜粋～

総統基第 50 号

平成23年 3 月25日

(別紙 送付先) 殿

総務大臣



事業所母集団データベースの整備方針について（通知）

標記について、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 27 条第 1 項の規定に基づき別添のとおり事業所母集団データベースの整備方針を決定したので、通知します。

事業所母集団データベースの整備方針

平成 23 年 3 月 25 日
総務大臣決定

1 目的

この整備方針は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 27 条第 1 項、公的統計の整備に関する基本的な計画（平成 21 年 3 月 13 日閣議決定）及び統計調査等業務の業務・システム最適化計画（平成 18 年 3 月 31 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）により、総務大臣が事業所母集団データベースを整備する必要があることを踏まえ、その基本的内容を定めるものである。

2 事業所母集団データベースの整備サイクル

産業関連の統計調査の実施については、現在、事業所・企業統計調査情報を中核とするデータベースを利用し、母集団情報の提供・重複是正等を実施しているが、当該処理を効率化・高度化し、以下のサイクルで事業所母集団データベースの整備を実施する。

(1) 統計調査の実実施計画の入力

総務省は、各府省における円滑な統計調査の実施に資するため、各府省に対し統計調査の実実施計画等を照会し、当該結果を事業所母集団データベースに入力する。

(2) 重複是正の実施、調査対象名簿の入力

各府省は、事業所母集団データベースの母集団情報や、行政記録情報及び民間情報（以下「行政記録情報等」という。）の名簿情報を同データベースに照会することにより付与された共通事業所・企業コード及び調査履歴情報を活用して、統計調査の実実施前に重複是正を実施し、調査対象名簿を同データベースに入力する。入力された調査対象名簿を基に、同データベースから各府省に対し、補完・検証用データを提供する。

(3) 統計調査結果の提供

各府省は統計調査の実実施後、円滑な事業所母集団データベースの整備のために、統計調査結果を総務省に提供する。

(4) 統計調査結果データにおける共通事業所・企業コードの保持・利活用

各府省は、上記統計調査の実実施サイクルの中で、共通事業所・企業コードを保持し、次回調査の名簿整備等において活用する。

なお、各府省が実施した統計調査において新たに確認された事業所・企業については、事業所母集団データベースへの統計調査結果の提供後に、総務省が、それぞれ新たな共通事業所・企業コードを付与し、各府省に提供する。

3 統計関係業務支援機能の整備

事業所母集団データベースには、各府省が上記の業務を効率的に実施することが可能となるよう、各府省別・各統計調査別の画面を設けるなど統計関係業務支援機能を備える。

4 事業所母集団データベースに記録する統計調査

(1) 統計調査結果の記録の手順

事業所母集団データベースの整備の基盤を確立させるため、当面、2(3)により提供された統計調査結果のうち、基幹統計調査を中心に、各府省における利用度が高く、同データベースの整備に寄与度の大きい統計調査の結果を優先してその記録を進める。

- 特定の産業において、悉皆（又はおおむね悉皆）となっている統計調査
- 幅広い産業を対象とし、一定の悉皆層を有する統計調査
- 幅広い産業を対象とし、調査客体数が多い統計調査
- 上記のほか、行政記録情報等と連動することにより新たな統計の作成が期待される統計調査、その他一般統計調査のうち、特に同データベースの整備に有効であると考えられる統計調査

上記を踏まえ、事業所母集団データベースに優先的に記録する統計調査については、当面別紙のとおりとし、その他の記録が必要な統計調査については運用管理規程において追加する。

(2) 記録する内容

事業所母集団データベースに記録する内容については、経済センサス - 基礎調査及び同活動調査（以下、単に「経済センサス」という。）の情報を基盤とし、経済センサス以外の統計調査については、経済センサスの調査項目と共通する項目を中心に記録する。また、その他各種統計調査の実施に資するよう、ニーズ等を踏まえ記録項目を追加する。

5 行政記録情報等の活用

(1) 行政記録情報の活用

商業・法人登記情報、労働保険情報、EDINET情報等の行政記録情報について、収録方法等の検討を行い、経済センサス等統計調査結果を補完する情報として活用する。

(2) 民間情報の活用

プロファイリング（事業所母集団データベース情報の確認・照会）や民間によって収集されている各種企業情報について、統計調査結果や行政記録情報を補完する情報として活用すべく検討を進める。また、各府省等が同データベースに記録されている情報をより有効に活用するといった観点から、地理空間情報の収録について検討を進める。

6 整備スケジュール

事業所母集団データベースは、政府統計共同利用システムの一部として整備することとしており、平成25年1月からの運用開始を予定している。これに向けた平成23年度、平成24年度の主なスケジュールは以下のとおり。

平成23年度

- ・優先的に記録する統計調査結果等について、経済センサス情報との照合等を実施
- ・労働保険情報、EDINET情報等、各種行政記録情報について記録を開始
- ・事業所母集団データベースの具体的な事務に係る運用管理規程を策定 等

平成24年度

- ・優先的に記録する統計調査結果等により、事業所母集団データベースの試験運用を実施
- ・民間情報、地理空間情報等の収録を開始 等

総務省

- 経済センサス - 基礎調査
- 経済センサス - 活動調査（経済産業省と共管実施）
- サービス産業動向調査
- 科学技術研究調査
- 個人企業経済調査

財務省

- 法人企業統計調査

文部科学省

- 学校基本調査

厚生労働省

- 毎月勤労統計調査
- 賃金構造基本統計調査
- 医療施設調査

農林水産省

- 農林業センサス（法人組織経営体）
- 漁業センサス（法人組織経営体）

経済産業省

- 商業統計調査
- 工業統計調査
- 経済産業省企業活動基本調査
- 特定サービス産業実態調査
- 特定サービス産業動態統計調査
- エネルギー消費統計調査
- 中小企業実態基本調査

国土交通省

- 建設工事施工統計調査

別紙 送付先一覧

人事院総裁

内閣総理大臣

総務大臣

法務大臣

財務大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣

農林水産大臣

経済産業大臣

国土交通大臣

環境大臣

事業所母集団データベース運用管理規程

平成24年12月21日

総務省統計局長・政策統括官（統計基準担当）決定

統計法（平成19年法律第53号）（以下「法」という。）第27条の規定に基づく「事業所母集団データベース」の運用管理規程を次のとおり定める。

第1 目的

この運用管理規程（以下「本規程」という。）は、事業所母集団データベースの利用について、必要事項を定め、事業所母集団データベースの適正な運用管理を図ることを目的とする。

第2 定義

1 事業所母集団データベース

本規程において「事業所母集団データベース」（以下「事業所母集団DB」という。）とは、法第2条第8項に規定する事業所母集団データベースをいう。

2 事業所母集団データベースシステム

本規程において「事業所母集団データベースシステム」（以下「事業所母集団DBシステム」という。）とは、事業所母集団DBを運用管理する情報システムをいう。

3 国の行政機関

本規程において「国の行政機関」とは、法第2条第1項に規定する行政機関をいう。

4 地方公共団体

本規程において「地方公共団体」とは、統計法施行令（平成20年政令第334号）（以下「令」という。）第7条第1項に規定する地方公共団体をいう。

5 届出独立行政法人等

本規程において「届出独立行政法人等」とは、令第8条第1項に規定する独立行政法人等をいう。

6 利用機関

本規程において「利用機関」とは、政府統計共同利用システムの利用を承認された国の行政機関、地方公共団体及び届出独立行政法人等をいう。

7 共通事業所コード

本規程において「共通事業所コード」とは、事業所母集団DBシステムによって付加される事業所の固有コードをいう。

8 是正区分フラグ

本規程において「是正区分フラグ」とは、事業所母集団DBシステムによって付加される重複是正の対象を判断する情報をいう。

9 重複是正

本規程において「重複是正」とは、国の行政機関が事業所・企業を対象とする統計調査を実施するに当たって、是正区分フラグに基づき、調査対象事業所・企業を選定することをいう。

10 行政記録情報

本規程において「行政記録情報」とは、法第2条第10項に規定する行政記録情報をいう。

11 調査票情報

本規程において「調査票情報」とは、法第2条第11項に規定する調査票情報をいう。

12 母集団情報

本規程において「母集団情報」とは、経済センサスの調査票情報、各種行政記録情報及び統計調査結果等により、整備した事業所・企業の情報をいい、次の(1)又は(2)に分類される。

(1) 経済センサス母集団

本規程において「経済センサス母集団」とは、母集団情報のうち、経済センサスの調査票情報により、整備した情報をいう。

(2) 年次フレーム

本規程において「年次フレーム」とは、母集団情報のうち、毎年度の決められた時点を基準に、経済センサスの調査票情報を基礎として、各種行政記録情報及び統計調査結果等により、整備した情報をいう。

13 選択母集団情報

本規程において「選択母集団情報」とは、事業所母集団DBシステムから提供される母集団情報をいう。

14 任意母集団情報

本規程において「任意母集団情報」とは、国の行政機関が独自に保有する母集団情報をいう。

15 ワンタイムパスワード

本規程において「ワンタイムパスワード」とは、政府統計共同利用システムの認証に用いるパスワードをいう。

16 調査対象名簿

本規程において「調査対象名簿」とは、統計調査を行うために作成され、調査対象が記載された名簿をいう。

17 調査対象返却名簿

本規程において「調査対象返却名簿」とは、事業所母集団DBシステムによって調査対象名簿に是正区分フラグが付加され国の行政機関に返却される名簿をいう。

18 補完データ

本規程において「補完データ」とは、事業所母集団DBシステムによって母集団情報から調査対象返却名簿に付加される情報をいう。

19 調査結果名簿

本規程において「調査結果名簿」とは、実際に調査された調査対象が記載された名簿をいう。

20 調査結果返却名簿

本規程において「調査結果返却名簿」とは、事業所母集団DBシステムによって調査結果名簿に共通事業所コードが付加され国の行政機関に返却される名簿をいう。

第3 事業所母集団DBシステムの利用登録

利用機関のうち、事業所母集団DBシステムを利用する者は、所属機関名、職名、氏名、連絡先等を総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課（以下「経済基本構造統計課」という。）に提出する。

事業所母集団DBシステムにおいて利用登録が完了した後、事業所母集団DBシステムから利用登録した者に対して電子メールが送信される。

第4 事業所・企業を対象とする統計調査に係る重複是正・調査履歴登録の実施予定一覧の提出

- 1 国の行政機関は、次年度に実施する事業所・企業を対象とする統計調査に係る重複是正・調査履歴登録の実施予定一覧（以下「統計調査実施予定一覧」という。）を総務省政策統括官（統計基準担当）付統計企画管理官室（以下「統計企画管理官室」という。）に提出する。
- 2 統計企画管理官室は、提出された統計調査実施予定一覧に記載された情報について、毎年度末までに事業所母集団DBシステムに登録する。
- 3 国の行政機関は、登録されている情報について、変更が生じた場合には、事業所母集団DBシステムに登録されている情報を更新する。
- 4 統計企画管理官室は、事業所母集団DBシステムに登録されている情報の変更の有無の確認を定期的に行い、必要があれば国の行政機関に対して、更新を行うよう督促する。

第5 母集団情報の利用手続

利用機関のうち、事業所母集団DBシステムから母集団情報の提供を受けたい者（以下「申請者」という。）は、以下のとおり利用手続を行う。

1 登録

申請者は、母集団情報の利用に当たり、事業所母集団DBシステムに必要事項を入力し、「申請書類の審査基準」（別添1）6(2)に記載されている書類を登録する。

事業所母集団DBシステムに登録した後、経済基本構造統計課から「母集団情報の利用申請書」（様式第1号）（以下「申請書」という。）が送付される。

次の(1)又は(2)に該当する場合は、下記の書類を作成し、事業所母集団DBシステムに登録する。

- (1) 利用機関以外の者が提供された母集団情報を利用する場合は、その者全員が誓約事項を遵守する旨を認め記名押印した「利用機関以外の者が提供された母集団情報を利用する場合の誓約書」（様式第2号）を提出する。

(2) 利用機関以外の者に業務を委託する場合は、契約における秘密保持義務等に関する契約書又は覚書の写しを提出する。

なお、契約締結前等の事情で、契約書又は覚書の写しを提出できない場合は、「契約関係書類を添付できないときの代替文書」（様式第3号）を提出する。

2 申請

申請者は、「母集団情報の利用に関する文書」（様式第4号）、申請書及び上記1で登録した書類（以下「申請書類」という。）を経済基本構造統計課に提出する。

3 審査

経済基本構造統計課は、「申請書類の審査基準」（別添1）に基づき、申請書類を審査する。

4 審査後の手続等

(1) 承認された場合

申請者に対して、経済基本構造統計課から「母集団情報の利用に関する承認通知書」（様式第5号）が送付される。

事業所母集団DBシステムにおいて母集団情報の抽出が完了し、申請者に対して電子メールが送信された後、申請者はワンタイムパスワードを用いて、母集団情報をダウンロードする。

(2) 承認されなかった場合

申請者に対して、経済基本構造統計課から「母集団情報の利用に関する不承認通知書」（様式第6号）が送付される。

5 母集団情報の利用終了後の処置

申請者は、利用終了後、直ちに申請書に記載された転写書類等の利用後の処置を行う。その後、「転写書類等の利用後の処置報告書」（様式第7号）を経済基本構造統計課に提出する。

第6 調査対象名簿の事務手続

1 調査対象名簿の登録

国の行政機関は、統計調査を実施するに当たり、任意母集団情報を利用する場合は、事業所母集団DBシステムに調査対象名簿及び調査対象名簿データレイアウトを登録する。

また、補完データを利用する場合は、調査対象名簿及び調査対象名簿データレイアウトの登録と併せて事業所母集団DBシステムに必要事項を入力する。

2 調査対象返却名簿の受領

国の行政機関は、事業所母集団DBシステムから電子メールが送信された後、ワンタイムパスワードを用いて、調査対象返却名簿をダウンロードする。

第7 重複是正の事務手続

国の行政機関は、事業所・企業を対象とする統計調査の実施に当たり、調査票配布等、調査の開始に支障が生じないように配慮した上、以下のとおり重複是正の事務手

続を行う。

なお、重複是正、調査履歴登録の詳細は、「重複是正、調査履歴登録について」（別添2）に基づくものとする。

1 重複是正の実施

(1) 選択母集団情報を利用する場合

国の行政機関は、選択母集団情報から調査対象名簿を作成する。その調査対象名簿に記載されている事業所・企業のうち、是正区分フラグが付加された事業所・企業について、「重複是正、調査履歴登録について」（別添2）に基づき、他の事業所・企業を選定する。

(2) 任意母集団情報を利用する場合

国の行政機関は、第6の手続によって受領した調査対象返却名簿に記載されている事業所・企業のうち、是正区分フラグが付加された事業所・企業について、「重複是正、調査履歴登録について」（別添2）に基づき、他の事業所・企業を選定する。

2 重複是正措置結果の登録

国の行政機関は、重複是正を実施した場合は、「重複是正措置結果報告」（様式第8号）を作成し、原則として、調査票の配布開始予定日から起算して1か月後までに事業所母集団DBシステムに登録する。

第8 調査結果名簿の事務手続

1 調査結果名簿の登録

国の行政機関は、原則として、調査票の回収終了予定日又は調査票の提出期限から起算して3か月後までに調査結果名簿及び調査結果名簿データレイアウトを事業所母集団DBシステムに登録する。

2 調査結果返却名簿の受領

国の行政機関は、事業所母集団DBシステムから電子メールが送信された後、ワンタイムパスワードを用いて、調査結果返却名簿をダウンロードする。

第9 事業所母集団DBに登録する統計調査

1 国の行政機関は、「事業所母集団DBに登録する統計調査」（別添3）の結果のうち、経済センサスと共通する事項を、原則として、公表予定日から起算して1か月後までに事業所母集団DBシステムに登録する。

2 経済基本構造統計課は、登録された事項を事業所母集団DBに登録する。

第10 母集団情報の適正管理等

1 利用機関は、事業所母集団DBから提供を受けた情報について、法第39条及び法第41条に基づき、適正に管理するとともに、秘密の漏えいのないようにしなければならない。

2 利用機関は、作成した統計を公表する場合には、母集団情報の利用承認を得て集計したものであることを明示しなければならない。

第11 共通事業所コードの保持

国の行政機関は、調査対象名簿、調査結果名簿及び第9の1の登録に当たり、過去に事業所母集団DBから付加された共通事業所コードがある場合には、それを必ず保持した状態で登録する。

附 則

- 1 本規程は、平成25年1月4日から施行する。
- 2 本規程の施行により、「事業所母集団データベースの使用に関する事務取扱要領（平成21年4月1日総務省統計局長・政策統括官（統計基準担当）決定）は廃止する。
- 3 本規程は、今後の事業所母集団DBの運用状況を踏まえ、必要があれば見直しを行う。

申請書類の審査基準

経済基本構造統計課は、次の1～13に基づき審査を行い、審査報告書（別紙）を作成し、承認するか否かを決定する。

1 利用目的

母集団情報の利用目的は、事業所・企業を対象とする統計調査における調査対象名簿の作成又は事業所・企業に関する統計の作成であること。

また、次の(1)又は(2)に該当する内容が記載されていること。

(1) 調査対象名簿の作成のために利用する場合は、母集団情報を利用してどのような統計調査を実施するために、どのような名簿を作成しようとしているのか具体的に記載されていること。

(2) 統計の作成のために利用する場合は、母集団情報を利用してどのような統計を作成しようとしているのか具体的に記載されていること。

2 利用者の範囲

母集団情報の利用者の範囲は次の(1)及び(2)であり、利用目的を達成するために必要最小限の者に限定されていること。

(1) 利用機関の職員

(2) 利用機関が第三者に委託し、母集団情報を利用する場合は、受託した第三者の職員

また、利用者の所属・氏名・連絡先が記載されていること。

なお、本規程第5の1(1)又は(2)に該当する場合には、該当書類が添付されていること。

3 母集団指定

経済センサス母集団又は年次フレームが記載されていること。

4 利用する母集団情報の範囲

利用する母集団情報の範囲は、利用目的を達成するために必要最小限の範囲であること。

5 利用する事項

利用する事項は、利用目的を達成するために必要最小限の事項であること。

6 利用方法

(1) 母集団情報をどのような方法で利用するのか具体的に記載されていること。

(2) 次のいずれかに該当する書類が添付されていること。

ア 調査対象名簿の作成のために利用する場合は、当該統計調査の調査要領及びその他関係書類が添付されていること。

イ 統計の作成のために利用する場合は、集計内容が分かる書類及びその他関係書類が添付されていること。

7 利用期間

母集団情報の利用期間は、利用目的を達成するために必要最小限の期間であること。

8 利用場所

母集団情報の利用場所は、利用目的を達成するために次の(1)～(3)の条件を全て満たしていること。

- (1) 母集団情報の利用場所は日本国内であること。
- (2) 当該利用場所から母集団情報が持ち出されないように、利用場所は物理的に施錠可能な場所に限定されていること。
- (3) 母集団情報の利用場所に存在する者が制限される又は何らかの確認行為が行われること。

9 利用環境

母集団情報の利用環境は、次の(1)～(4)の条件を全て満たしていること。

- (1) 母集団情報を利用する電子計算機については、ワイヤー等によって固定されていること。
- (2) 母集団情報の利用時の情報システムの環境として、インターネット等の外部ネットワークに接続した状態ではないこと。(政府共通NW及び総合行政ネットワークは除く。)
- (3) 母集団情報を利用する情報システムについて、以下の①～④のセキュリティ対策が図られていること。
 - ① コンピュータウイルス対策
 - ② セキュリティホール対策
 - ③ 識別及び主体認証対策
 - ④ スクリーンロック等の不正操作対策
- (4) 利用者以外の者が母集団情報及び中間生成物を保管している電子計算機にアクセスできないように、制御された情報システム環境であること。

10 保管場所及び管理方法

母集団情報の保管場所及び管理方法は、次の(1)～(3)の条件を全て満たしていること。

- (1) 保管場所は利用場所と同一であること。

ただし、保管場所及び利用場所が異なる場合は、その理由が合理的なものであること。
- (2) 母集団情報が限定された媒体に格納され、施錠可能なキャビネット等で保管されること。
- (3) 提供される母集団情報に加え、集計作業等によって生成される情報等を含む中

間生成物及び廃棄物についても漏えい事故を防止するための対策が図られていること。

11 公表

(1) 公表の有無

公表又は非公表の記載がされていること。

(2) 公表方法及び公表時期（又は非公表の理由）

具体的な公表方法及び公表時期（又は非公表の理由）が記載されていること。

また、集計した結果を公表する場合には、個々の調査対象に関する事項が特定、類推されることがないように、秘匿措置をする旨の記載がされていること。

12 転写書類等の利用後の処置

母集団情報を転写した書類（電磁的記録媒体を含む。）の利用後の処置が記載されていること。

13 連絡先（申請者）

申請者の連絡先が記載されていること。

別紙（審査報告書）

審 査 報 告 書

下記のとおり審査しました。

平成 年 月 日
担当課 及び 担当者

申請者		平成 年 月 日付 第 号
利用開始希望日	平成 年 月 日	

項 目	申 請 内 容				基準に 合致	所見に 記載
利 用 目 的						
利用者の範囲	利用機関の職員	委託先の職員				
母 集 団 指 定						
利用する母集団 情 報 の 範 囲						
利用する事項						
利 用 方 法						
利 用 期 間						
利 用 場 所						
利 用 環 境						
保 管 場 所 及 管 理 方 法						
公 表 の 有 無	公表	非公表				
公 表 方 法 及 公 表 時 期 (又は非公表の 理由)						
転写書類等の 利用後の処置	焼却	消去	溶解	裁断		

審 査 結 果	承認して差し支えない	不承認が適当である
---------	------------	-----------

〔所見〕

重複是正、調査履歴登録について

第 1 重複是正の対象にならない事業所・企業

事業所・企業を調査対象とする統計調査の調査対象のうち、次の 1～5 に掲げる事業所・企業及び特別の事情がある場合は重複是正の対象にはならない。

なお、一つの調査の中で、重複是正の対象になる事業所・企業と対象にならない事業所・企業が混在する場合がある。

1 全数調査（調査母集団に含まれる事業所・企業の全てを調査対象とする統計調査）の対象となる事業所・企業

（例示）

- ・ 一部、二部上場企業の全てを調査対象とする統計調査
- ・ 特定の製品を製造（販売）する事業所・企業の全てを調査対象とする統計調査
- ・ 業界団体名簿に登載された企業の全てを調査対象とする統計調査

2 集落抽出法による標本調査で、集落内の全てを調査対象とする統計調査の対象となる事業所・企業

（例示）

- ・ 一つ又は複数の国勢調査調査区内、事業所・企業統計調査調査区内若しくは経済センサス調査区内にある事業所・企業の全てを調査対象とする統計調査
- ・ 市町村内の一つの特定地域内（字・町丁目）にある事業所・企業の全てを調査対象とする統計調査

3 調査実施時（調査票を配布するときなど）に調査対象が決まる統計調査の対象となる事業所・企業

（例示）

- ・ 実査の途上、現地において調査員が調査対象を選定する統計調査
- ・ 調査当日に調査対象が決定する統計調査

4 層別抽出法による標本調査で、一部しつ皆部分（全てを調査対象とする層）に含まれる事業所・企業

（一部しつ皆部分の例示）

- ・ 資本金 10 億円以上の会社の全てを調査対象とする統計調査
- ・ 従業者規模 300 人以上の事業所・企業の全てを調査対象とする統計調査
- ・ 特定の産業分類に該当する事業所・企業の全てを調査対象とする統計調査

なお、以下に例示する有意抽出の方法により調査対象となった事業所・企業についても、原則として、重複是正のための代替事業所・企業の選定の可能性があることから、重複是正の対象とする。

ただし、重複是正の対象となった事業所・企業について、他の事業所・企業によ

る代替ができない場合は、理由を明確にし、重複是正を行わないこととする。

(有意抽出の例示)

- ・ 売上高上位 10 社又は売上高が全体の 80%となるまで上位から抽出する統計調査
- ・ 「調査協力を得られる企業」という条件を付している統計調査
- ・ 少数の企業を選定して長期間標本を固定して行っている統計調査
- ・ 建設業者名簿から選定した資本金 1 億円以上の事業所・企業のうち完成工率高上位 50 社を対象とする統計調査

5 国の機関に係る事業所並びに地方自治法に規定する普通地方公共団体及び特別地方公共団体（特別区など）の機関に係る事業所

(例示)

- ・ 公立学校

(注) 国立大学法人は重複是正の対象となる。

また、特別の事情がある場合とは、国の行政機関が統計企画管理官室と協議を行い、妥当である旨が認められた場合をいう（例えば、政策的な必要性から緊急に統計調査を実施することとなった場合など。）。

第 2 重複是正の実施

各事業所・企業に対し、1 年間に実施可能な統計調査の回数（被調査回数）の上限値を設定し、その上限値を超えている事業所・企業について重複是正を行う。

1 被調査回数の数え方

- (1) 被調査回数は、統計調査単位に、調査周期ごとに 1 回として数える（毎月実施は 12 回、四半期実施は 4 回）。
- (2) 重複是正の対象か否かの判定は、選択母集団情報の取得又は任意母集団情報に基づく調査対象名簿の登録時点において、一つの事業所・企業に対して直前の 1 年間に於ける被調査回数が、上限値を超えているかどうかによって行う。
- (3) 月次調査で同一客体を継続調査する場合は、最初の 1 回のみ確認を行うものとする。

ただし、1 年を超えて同一客体を継続調査する場合は、13 か月目において、再度重複是正の対象となるか否かの確認を行う。四半期・半期調査についてもこれに準じた取扱いとする。

2 上限値の設定

事業所・企業の経営組織、資本金、本所・支所の別、従業者数等により、次のとおり上限値を設定する。

- (1) 会社の本所又は単独事業所

(ア) 資本金 1 億円未満

20 回

(イ) 資本金 1 億円以上 10 億円未満	34 回
(ウ) 資本金 10 億円以上	48 回
(2) 会社の支所	
(ア) 従業者数 30 人未満	14 回
(イ) 従業者数 30 人以上 100 人未満	28 回
(ウ) 従業者数 100 人以上	42 回
(3) 会社以外の事業所	
(ア) 従業者数 30 人未満	14 回
(イ) 従業者数 30 人以上 100 人未満	28 回
(ウ) 従業者数 100 人以上	30 回

上記の上限値については、今後の統計調査の調査履歴の登録状況によって結果を分析し、見直しを行う。

3 重複是正の例

X事業所（会社の本所 資本金 1 億円以上 10 億円未満）の場合の調査履歴の登録や調査回数のカウント等については、図のとおり。

《図の見方》

- (1) ◎と●の月は、重複是正の対象か否かの確認を行い、◎は重複是正の対象外であった場合、●は上限値を超えたため、重複是正の対象となった場合を示す。
- (2) 枠内の「1」は、調査履歴が1回カウントされることを表す。

《数え方の例》

- (1) X事業所の（n+1）年1月の直前1年間（n年1月～12月）の被調査回数は上限値の34回以下である。このため、同年1月に照合を行った統計調査は重複是正の対象外となる。
- (2) （n+1）年2月から5月までの直前1年間（n年2月から5月～（n+1）年1月から4月）の被調査回数は35回、36回、37回、35回となり、3月に照合作業を行ったG調査（標本調査）及び4月に照合作業を行ったH調査（標本調査）は重複是正の対象となる。このため、X事業所以外の被調査回数34回以下の事業所で代替を行う。
- (3) （n+1）年6月は、被調査回数が上限値以下となり、I調査（標本調査）は照合の結果、重複是正の対象外となる。

図 調査履歴の登録や調査回数のカウント等

X事業所(会社の本所 資本金1億円以上10億円未満)の場合
 ※上限値=34回

n年												n+1年																							
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12												
直前12ヶ月分の調査回数												33	35	36	37	35	34	33	31	30	29	27	26												
当月分の調査回数												2	2	2	4	3	2	5	2	3	4	2	2	4	3	3	2	2	1	3	1	2	2	1	1
A調査 月次 (全数調査)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1											
B調査 四半期 (全数調査)	1			1			1			1			1			1			1			1													
C調査 年次 (標本調査)	◎	1										◎	1																						
D調査 2年 (全数調査)																1																			
E調査 半期 (全数調査)			1						1					1						1															
F調査 月次 (標本調査)			◎	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1																				
G調査 四半期 (標本調査)			◎	1			1			1			1		●																				
H調査 年次 (標本調査)			◎	1											●																				
I調査 年次 (標本調査)					◎	1											◎	1																	

◎及び●は重複是正のための照合を行った月
 ◎は重複是正の対象外であった場合、●は重複是正の対象となった場合

第3 調査履歴登録

国の行政機関は、調査結果名簿が提出された月（原則として、調査票の回収終了予定日又は調査票の提出期限から起算して3か月後まで）に事業所母集団DBに記録された事業所・企業に対する調査履歴登録を行う。なお、当該調査履歴は、調査履歴が登録された翌月から1年間有効である。

また、月次調査で同一客体を継続調査する場合は、最初の月の調査票の回収終了予定日又は調査票の提出期限から起算して3か月後までに、1年分の調査履歴登録をまとめて行う。

事業所母集団DBに記録する統計調査

総務省

経済センサス - 基礎調査
経済センサス - 活動調査（経済産業省と共管実施）
サービス産業動向調査
科学技術研究調査
個人企業経済調査

財務省

法人企業統計調査

文部科学省

学校基本調査

厚生労働省

毎月勤労統計調査
賃金構造基本統計調査
医療施設調査

農林水産省

農林業センサス（法人組織経営体）
漁業センサス（法人組織経営体）

経済産業省

商業統計調査
工業統計調査
経済産業省企業活動基本調査
特定サービス産業実態調査
特定サービス産業動態統計調査
エネルギー消費統計調査
中小企業実態基本調査
商業動態統計調査

国土交通省

建設工事施工統計調査

様式第1号（母集団情報の利用申請書）

母集団情報の利用申請書

1	利用目的	
2	利用者の範囲	
3	母集団指定	
4	利用する母集団情報の範囲	(1)利用する地域
		(2)利用する属性的範囲（抽出条件）
		(3)事業所・企業の別
5	利用する事項	
6	利用方法	
7	利用期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
8	利用場所	
9	利用環境	
10	保管場所及び管理方法	
11	公表の有無	
	公表方法及び公表時期（又は非公表の理由）	
12	転写書類等の利用後の処置	
13	連絡先（申請者）	所属機関名
		職名・氏名
		電話番号
		メールアドレス

様式第2号（利用機関以外の者が提供された母集団情報を利用する場合の誓約書）

文 書 番 号
平成 年 月 日

総 務 大 臣 殿

申 請 者

誓 約 書

平成 年 月 日付け（文書番号）で申請を行った母集団情報の利用について、下記の者は、母集団情報の利用に際し、統計法（平成19年法律第53号）第39条及び第41条の規定を遵守し、適正に管理するとともに、秘密の漏えいのないよう特に取扱いを厳重に注意し、別紙誓約事項を厳守することを誓約いたします。

記

《記入例》

〇〇大学〇〇学部教授	〇〇	〇〇	印
〇〇大学〇〇学部准教授	〇〇	〇〇	印
〇〇大学〇〇研究所所長	〇〇	〇〇	印
〇〇大学〇〇研究所主任研究員	〇〇	〇〇	印

様式第2号（利用機関以外の者が提供された母集団情報を利用する場合の誓約書）（別紙）

誓 約 事 項

- 1 申請書に記載した内容での利用に限定する。
- 2 秘密保持の義務を守る。
- 3 母集団情報の適正な管理を行う。
- 4 母集団情報の転写、貸与及び提供は行わない。
- 5 業務の再委託は行わない。
- 6 母集団情報の管理状況について、必要に応じて検査を受ける。
- 7 事故又は災害発生時は報告を行う。
- 8 利用期間終了後、集計等に用いた母集団情報及び中間生成物の全てを速やかに焼却、消去、溶解又は裁断し、その処置について報告する。
- 9 違反した場合は、契約を解除し、母集団情報及び中間生成物を速やかに返却するなど、経済基本構造統計課からの指示に従う。
- 10 その他必要な事項については、誠意誠実をもって対応する。

文 書 番 号
平成 年 月 日

総 務 大 臣 殿

申 請 者

母集団情報の利用に係る集計等業務委託契約における
秘密保持義務等に関する事項の明記について

平成 年 月 日付け（文書番号）で申請を行った母集団情報の利用について、集計等の業務を（受託者名）に委託することとしていますが、現在、委託契約の締結事務を進めており、申請書類に契約関係書類を添付することができません。

当該契約関係書類の写しは、契約締結後速やかに貴職あてに送付いたしますが、現時点で契約書又は覚書において、母集団情報の適正な管理や秘密保持等に関して、下記の事項について明記することとしていますので、よろしくお取り計らい願います。

記

- ① 善良なる管理者の注意義務に関する事項
- ② 業務上知り得た事項に係る秘密保持義務に関する事項
- ③ 関係資料の適正管理義務に関する事項
- ④ 母集団情報の転写、貸与及び提供の禁止に関する事項
- ⑤ 母集団情報の集計作業の過程で作成し、不要となった中間生成物の廃棄に関する事項
- ⑥ 業務の再委託の禁止に関する事項
- ⑦ 母集団情報の管理状況についての検査に関する事項
- ⑧ 事故又は災害発生時における報告に関する事項
- ⑨ 違反した場合の契約解除の措置その他必要な事項

様式第 4 号（母集団情報の利用に関する文書）

文 書 番 号
平成 年 月 日

総 務 大 臣 殿

申 請 者

母集団情報の利用について（申請）

標記について、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 27 条第 2 項の規定に基づき、別紙
のとおり申請します。

申 請 者 殿

総 務 大 臣

母集団情報の利用について（通知）
（対：平成 年 月 日付け 第 号）

標記については、統計法（平成19年法律第53号）第27条第2項の規定に基づき、母集団情報の利用を承認することとしたので通知します。

母集団情報の利用に当たっては、下記の事項を厳守願います。

記

- 1 母集団情報は、承認された利用目的以外には利用しないこと。
- 2 母集団情報により知り得た事項が、承認を受けた利用者以外に漏れないようにすること。
- 3 母集団情報の転写、貸与及び提供は行わないこと。
- 4 利用期間終了後、母集団情報は、速やかに焼却、消去、溶解、裁断し、その旨転写書類等の利用後の処置報告書（様式第7号）を経済基本構造統計課に提出すること。

様式第6号（母集団情報の利用に関する不承認通知書）

文 書 番 号
平成 年 月 日

申 請 者 殿

総 務 大 臣

母集団情報の利用について（通知）
（対：平成 年 月 日付け 第 号）

標記については、事業所母集団データベース運用管理規程（平成 年 月 日
総務省統計局長・政策統括官（統計基準担当）決定）に基づき審査した結果、下記の
理由により、承認しないこととしたので通知します。

記

様式第7号（転写書類等の利用後の処置報告書）

文 書 番 号
平成 年 月 日

総 務 大 臣 殿

申 請 者

転写書類等の利用後の処置について

平成 年 月 日付け（文書番号）で提供を受けた母集団情報については、下記のとおり処置しましたので、報告します。

記

1 転写書類等の内容

2 処置の方法

（焼 却 消 去 溶 解 裁 断）

3 処置した者

4 処置した年月日

平成 年 月 日

様式第 8 号（重複是正措置結果報告）

重複是正措置結果報告

平成 年 月 日

総務省政策統括官（統計基準担当）付
統計企画管理官付高度利用担当 殿

府省部課等名 _____

担当者名 _____

電話番号 _____

E-mail _____

重複是正措置結果について、以下のとおり報告します。

1	統計調査名			
2	調査対象名簿名			
3	調査対象事業所・企業数			
	総数	重複是正対象数	重複是正措置履行数	重複是正措置不履行数
4	重複是正措置不履行事業所・企業一覧			
	共通事業所コード	事業所・企業の名称	理由	備考

重複是正の対象となった事業所・企業について、他の事業所・企業による代替ができない場合、理由欄に以下の①～⑤のうち該当する理由の番号を記入する。⑤の場合は、その具体的な理由を記入する。

- ① 母集団に含まれる事業所・企業の数がごく少数のため代替が不可能
- ② 当該事業所・企業でないと結果精度を維持できなくなるため代替が不可能
- ③ 調査実施上、他の地域等に代替が不可能
- ④ 同種の業種及び規模の事業所・企業での代替が不可能
- ⑤ その他（具体的に記入）

注）上記 4 の重複是正措置不履行事業所・企業一覧のデータが大量になる場合は、別に出し添付して差し支えない。また、理由が同一なものは個々に付与せずまとめてくくって差し支えない。

公的統計の整備に関する基本的な計画（平成26年 3 月25日閣議決定）－抜粋－

第 2 公的統計の整備に関する事項**1 経済関連統計の整備****(2) 経済構造統計を軸とした産業関連統計の体系的整備****ア 経済構造統計の整備**

従前、我が国の経済活動に関する統計調査は、産業分野ごとにそれぞれ異なる年次及び周期で実施されているだけでなく、近年比重を増しているサービス業が十分に整備されていなかったことにより、既存の大規模統計調査の結果を統合しても、同一時点における産業構造を包括的に捉えることができない状況であった。このような状況の中で創設された経済構造統計は、我が国の全産業分野の経済活動を同一時点で網羅的に把握することにより、事業所及び企業の経済活動等の実態を全国及び地域別に明らかにするとともに、国民経済計算及び産業連関表等における推計の基礎データや、事業所及び企業を調査対象とする各種統計調査の母集団情報を提供するなど、産業関連統計の基盤となる統計である。

この経済構造統計は、経済センサス - 基礎調査及び経済センサス - 活動調査の二つの基幹統計調査から作成される基幹統計であり、初めて実施された平成21年経済センサス - 基礎調査の結果は平成23年12月に、同じく初めて実施された平成24年経済センサス - 活動調査の結果は平成26年 2 月に全て公表が完了している。なお、平成24年経済センサス - 活動調査は、国民経済計算の精度維持を図るとの要請から、関係府省間で当初に合意した平成23年夏頃から平成24年 2 月に実施時期等を変更せざるを得なかったことに伴い、調査事項の簡素化等を含めた調査の在り方について再検討を行った上で実施している。

また、平成26年経済センサス - 基礎調査については、平成25年 1 月から運用が開始された事業所母集団データベースのデータの補完を目的として、年間総売上（収入）金額を新たに把握するとともに、国、地方公共団体、統計調査員及び民間事業者の役割分担を平成24年経済センサス - 活動調査に合わせて再整理し、統計調査員及び地方公共団体の事務負担の軽減を図る計画である。

経済構造統計については、事業所母集団データベースの本格稼働、社会経済情勢の変化や、経済センサス - 基礎調査及び経済センサス - 活動調査の実施状況等を踏まえ、平成28年以降の在り方について検討が必要となっている。

このため、平成28年経済センサス - 活動調査については、平成24年経済センサス - 活動調査の評価結果により明らかとなった課題を踏まえ、報告者及び地方公共団体の負担や結果利用等に留意しつつ調査条件が良い時期に調査するなど、調査の円滑な実施と結果精度の向上に向け調査計画の見直しを行う。

また、平成28年経済センサス - 活動調査と 5 年後に実施する平成33年経済センサス - 活動調査の中間年における、母集団情報の整備のた

めの統計調査の在り方について、事業所母集団データベースの整備状況を踏まえ検討する。

イ 経済構造統計を軸とした新たな枠組みの構築

平成18年に取りまとめられた「経済センサスの枠組みについて」においては、経済センサス - 基礎調査及び経済センサス - 活動調査の実施に併せて、関連する既存統計調査との関係を整理しており、関係府省は同枠組みに定められた取組を行っている。

一方で、経済構造統計を取り巻く環境は、事業所母集団データベースの本格稼働、経済センサス - 基礎調査及び経済センサス - 活動調査の実施・見直しが進められるなど、大きく変化している。

また、各種経済統計の精度向上に当たっては、多面的な経済活動を把握するため、現在設定されていないサービスも含めて、需要サイドの概念による生産物分類の構築が有益であるものの、サービスに関する生産物分類は設定されていない。さらに、各種経済統計における売上高等の経理項目については、企業ごとに異なる会計処理（消費税込、消費税抜）が存在しており、その対応も必要となっている。

このため、経済センサス - 活動調査の在り方及び関連する大規模統計調査との役割分担を含めた新たな枠組みの構築に向けた検討を行うとともに、サービスの分類を含んだ、生産物分類の設定に向け、段階的に検討を進める。また、売上高等の集計に関する消費税の取扱い（消費税込、消費税抜の補正）については、報告者の負担を考慮しつつ、結果表章の在り方について、国民経済計算及び産業連関表と連携し検討を進める。

(4) 企業活動に係る統計の整備

関係府省は、企業活動に係る統計整備の一環として、情報通信業基本調査及び純粋持株会社実態調査等を創設・実施し、特定分野における企業活動や企業のサービス活動の把握に努めている。

一方で、企業活動の多角化やグループ化等が一層進展していることに伴い、企業活動をよりの確に把握するための統計整備が求められており、特に、企業・企業グループ内での分業や取引、企業のサービス活動などについて、産業横断的に把握する必要性が高まっている。また、事業所単位では、費用等を始めとした経理項目や資本・土地などのストック面について把握が困難となっていることから、企業活動に係る統計の整備の中で併せて検討する必要がある。

このため、関係府省が実施している企業を対象とした既存統計調査については、経済産業省企業活動基本調査（基幹統計調査）を中心に、全産業共通的に把握する必要がある項目を整理した上で、事業所母集団データベースを活用した結合集計を段階的に作成及び提供する方向で検討を進める。その際、経済構造統計を軸とした新たな枠組みの検討における経済センサス - 活動調査の在り方及び関連する大規模統計調査との役割分担の検討状況に留意する。

また、企業内取引及び企業グループ活動を明らかにする統計の作成及

び提供に関する検討を推進するとともに、法人企業統計調査（基幹統計調査）の精度向上について引き続き検討を進める。

第3 公的統計の整備に必要な事項

1 統計作成の効率化及び報告者の負担軽減

(1) 事業所母集団データベースの整備・利活用

事業所母集団データベースは、正確かつ効率的な統計の作成及び報告者の負担軽減を図ることを目的に、統計法第27条第1項の規定に基づき、基幹統計調査又は一般統計調査に係る調査票情報の利用や、法人その他の団体に対する照会等の方法により整備を進めている。

同データベースを所管する総務省では、平成25年1月からシステムの運用を開始し、平成21年経済センサス - 基礎調査など主要な経済統計調査の結果や行政記録情報（商業・法人登記情報、労働保険情報及びE D I N E T^(注5) 情報）を活用した企業及び事業所に対する照会結果等の情報について順次記録を行っている。また、平成25年度からは、事業所や企業を対象とした統計調査の母集団情報となる年次フレーム^(注6)の作成及び提供を開始している。

一方、事業所母集団データベースについては、正確かつ効率的な統計の作成を推進するための母集団情報の提供、報告者の負担軽減を図るための重複是正など既存の機能に加え、同データベースの共通事業所コードを活用し、異なる統計調査のデータを結合した統計の作成、既存統計の作成に当たっての補完情報の提供など、新たな機能の充実・発揮が求められていることから、より正確な母集団情報を整備するための課題に取り組むとともに、一層のデータ蓄積や利活用の推進を図る必要がある。

このため、年次フレームの作成及び提供、共通事業所コードの保持並びに保持に必要な調整及び支援については、関係府省との連携を図りつつ、引き続き取組を強化・継続する。

また、今後の母集団情報の整備に当たっては、諸外国の事例や報告者及び調査実施者双方の負担等も勘案して、新たな行政記録情報や民間情報の活用、企業及び事業所に対する照会業務の拡充等に重点を置いた取組を推進する。なお、これらの取組に当たっての人材育成や体制整備等にも努める。

さらに、データの有効活用の観点及び経済活動をよりの確かつ適時に把握する観点から、諸外国の事例を参考としつつ、事業所母集団データベースを活用した新たな統計の作成及び提供に向けた取組を推進する。

(注5) 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（Electronic Disclosure for Investors' NETwork）

(注6) 毎年度の決められた時点を基準に、事業所母集団データベースにより整備した母集団情報

(2) 行政記録情報等の利活用の推進

イ 社会保障・税番号制度の統計への活用

社会保障制度及び税制の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤として、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)が平成25年5月に成立し、社会保障・税番号制度が平成28年1月から本格運用される予定である。

この社会保障・税番号制度では、法人番号は原則公表され、民間での利用も可能とされている一方で、個人番号の利用は、番号法に規定する社会保障の給付や税の賦課徴収、防災に関する事務等に利用が制限されており、番号法の施行後においても統計への活用はできない状況である。なお、この個人番号の利用範囲の拡大については、番号法の施行後3年を目途に、検討を行うこととされている。

このため、統計の正確かつ効率的な作成及び提供という観点から、法人番号の運用・管理の状況を踏まえ、事業所母集団データベースにおける利用に向けて検討するとともに、個人番号の利用範囲の拡大に関する番号法の見直しに併せて、統計作成における活用を検討する。

「第2 公的統計の整備に関する事項」部分

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
1 経済関連統計の整備 (2) 経済構造統計を軸とした産業関連統計の体系的整備 ア 経済構造統計の整備	◎ 平成28年に実施される経済センサス - 活動調査については、統計調査を取り巻く環境が厳しさを増していることを踏まえ、調査の円滑な実施と調査結果の精度向上のため、報告者の負担軽減を含めた調査計画の見直しを行う。	総務省、 経済産業省	平成28年調査の企画時期までに結論を得る。
	○ 平成28年経済センサス - 活動調査と平成33年同調査の中間年における母集団情報の整備のための統計調査の在り方について、事業所母集団データベースの整備状況を踏まえ検討する。	総務省	平成27年度末までに結論を得る。
イ 経済構造統計を軸とした新たな枠組みの構築	○ 上記の検討結果を踏まえ、経済センサス - 活動調査の中間年における、関連する大規模統計調査を含めた調査期日の在り方、総売上高の把握等についての枠組みについて検討する。	総務省、 関係府省	平成27年度末までに結論を得る。
	○ 上記の検討結果も踏まえつつ、経済センサス - 活動調査及び関連する大規模統計調査の役割分担等についての新たな枠組みの構築に向けて検討し、結論を得る。	総務省、 関係府省	平成30年度末までに結論を得る。
	◎ 2015年農林業センサスのうち、法人形態の農林業経営体について、経済センサス - 活動調査からデータ移送を受けることにより、他産業からの農業への参入状況や農林業と農林業以外の事業の関係等を把握・分析するための統計作成に向けた研究を行う。	農林水産省	平成28年度から実施する。
	○ 生産物分類の構築について、商品及びサービスの特性を踏まえて段階的に検討を進める。	総務省、 関係府省	平成26年度から検討する。
	○ 売上高等の集計に関する消費税の取扱い（消費税込、消費税抜の補正）について、検討の場を設け、早期に結論を得る。	総務省、 関係府省	平成28年経済センサス - 活動調査の企画時期までに結論を得る。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
(4) 企業活動に係る統計の整備	○ 企業活動に関する各種統計調査で共通的に把握すべき項目を整理した上で、事業所母集団データベースを活用し、企業活動を産業横断的に把握する統計の作成及び提供について検討する。	総務省、関係府省	平成26年度から検討する。
	○ 情報通信業基本調査について、企業活動を産業横断的に把握する統計の作成及び提供についての検討状況を踏まえ、基幹統計化についての結論を得る。	総務省、経済産業省	上記の検討を踏まえ、可能な限り早期に結論を得る。
	○ 事業所を対象とした統計調査における同一企業内取引について、報告者の負担を考慮した上で、その把握可能性について検討する。	総務省、経済産業省、関係府省	平成27年度末までに結論を得る。
	◎ 平成24年経済センサス - 活動調査の結果を、平成21年経済センサス - 基礎調査で把握された企業グループの情報を活用して集計し、企業グループに関する統計の研究を行う。	総務省	平成26年度から実施する。
	○ 事業所母集団データベースにおける企業グループの把握の進捗を踏まえ、純粋持株会社実態調査の結果と合わせ、純粋持株会社のグループ活動を明らかにすることについて検討する。	経済産業省	平成29年度末までに結論を得る。
	◎ 四半期別法人企業統計調査の資本金1,000万円から2,000万円までの標本抽出方法の見直し（売上高で細分化して層化抽出を行う等）を検討する。	財務省	平成28年度末までに結論を得る。

(注) 「具体的な措置、方策等」欄について、基幹統計に係る事項を「◎」とし、その他の公的統計に係る事項を「○」とした。

「第3 公的統計の整備に必要な事項」部分

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
1 統計作成の効率化及び報告者の負担軽減 (1) 事業所母集団データベースの整備・利活用	○ 新たな行政記録情報等の活用や企業への直接的な照会などにより企業組織構造の変化を経常的に確認する方法について検討し、母集団情報の効果的かつ効率的な整備を推進する。また、これらの取組に当たり、専門性を持つ人材の育成や体制整備等に努める。	総務省	平成26年度から順次実施する。
	○ 事業所母集団データベースを活用して、我が国の事業所・企業の実態を把握する統計に加え、事業所・企業の異動状況や産業の成長・衰退等に着目した統計を作成する。また、地理情報の活用等についても研究を推進する。	総務省	平成26年度から順次実施する。
(2) 行政記録情報等の利活用の推進 イ 社会保障・税番号制度の統計への活用	○ 法人番号については、その運用・管理の状況を踏まえ、事業所母集団データベースへの利用に向けた検討を行う。また、企業を対象とする統計調査における法人番号の利活用について検討し、情報共有を図る。	総務省、各府省	平成26年度から実施する。
	○ 個人番号については、その利用範囲の拡大に関する番号法の見直しに併せて、統計作成における活用について検討する。	関係府省	平成30年度末までに結論を得る。

(注) 「第3 公的統計の整備に必要な事項」については、基幹統計に係る事項を含む公的統計全般に共通した事項である。

ビジネス・プロファイリング・チーム

なぜプロファイリングが必要なのか？

- 欧州連合規則は4年に1回、全ての複雑な企業はプロファイルされるものと規定している。
- 「複雑」- ビジネスレジスター勧告マニュアルは各国の統計調査機関は複雑な企業とは何か各自で定義できるものとしている。
- 省庁間共用ビジネスレジスター (IDBR) は英国統計局の経済調査の標本抽出枠組みである。
(英国統計局は1947年商業統計法に基づいて産業・企業統計調査を実施している。)

2

なぜプロファイルすることが必要なのか

- IDBRにおける重複と漏れのリスクを最小化するため。
- 統計調査に回答拒否／回答不可能な企業の取り扱いのため
- 統計調査のために把握しなければならない企業構造が正確であることを保証するため



プロファイリングとは何か？

- ビジネス・プロファイリング・チームは、プロファイルを通じて複雑な企業、地方自治体、中央政府機関の構造(の情報)を管理している。

プロファイリングの定義

- 「企業との情報交換によって、どの法的・行政的単位が、どの企業、企業集団、企業集団の部分集合に含まれるのかを確認(証明)すること」

3

4

プロファイリングの水準

- 切断された企業集団(TEG)とは共通の所有下においてIDBRにおいて特定の規準に従ってグループ化された英国の企業の集合である。
- 切断された企業集団(TEG)はプロファイリングの開始水準である。

5

プロファイリング規準

- ビジネス・プロファイリング・チームが取り扱う企業とその他の企業を区別するために基準が必要である。
- 現在のプロファイリング規準とは:
 - 雇用者数が250人以上、かつ産業分類(NACE)上の従業の雇用者数が125人以上の、活動中の切断された企業集団(live TEGs)
 - 雇用者数2000人以上、かつ従業がない、あるいは産業分類(NACE)上の従業者数が250人未満の、活動中の切断された企業集団(live TEGs)
 - 5000人超の中央政府(各月2ケースをプロファイル)
 - 3000人超の地方自治体(各月4ケースをプロファイル)
- プロファイラーは雇用者数に基づき担当企業を分担している:
 - シニア・プロファイラーは1万人を超える切断された企業集団(TEGs)
 - ジュニア・プロファイラーは1万人未満の切断された企業集団(TEGs)
- ビジネス・プロファイリング・チーム規準は切断された企業集団の変化のため毎晩再確認されている
 - これは構造とデータ変数を含む(雇用者数、売上高、産業分類)

6

プロファイリング対象の選択

以下の規準に該当する企業はプロファイリングの対象として最優先される:

- ビジネス・プロファイリング・チームが疑義をもった企業は全て
- 統計局が実施した統計調査、及び部門格付けから 照会があった企業。
- プロファイリング規準に該当し、かつ過去4年間にプロファイルされず、源泉徴収記録/従業者数比率が 許容範囲(0.9-1.1)の外であった企業。

7

IDBRのプロファイリング・マーカ

- 規準を満たす切断された企業集団(TEG)は個別企業についてIDBR上にマーカ(印)が付与される。ただし例外が2つある。:
 - 従業者数20人未満かつ最近調査履歴がない企業
 - 活動中というマーカ(印)が付与されている企業、すなわちIDBR上で、会社登記記録では活動中であるが、歳入・関税庁の記録では廃業した企業

8

IDBR上のプロファイリング・マーカー

- ビジネス・プロファイリング・チーム (BPT) は、その対象となる企業について、疑義や構造変化を英国統計局の統計調査によって通知されるべきである。
- 各ビジネス・プロファイラーは分担責任がある企業の一覧を持っている。
- 英国統計局の産業・企業統計調査 (担当者) からの疑義は、共有データベースを経由して、プロファイリング担当官へ送られる。
- そのデータベースによる統計調査 (担当者) は問題点を構造として文書化することができる。
- ビジネス・プロファイラーは疑義を解消するために企業に連絡する。
- 一度、疑義が解消したならば、統計調査 (担当者) は共有データベースを経由して問題が解決したこと通知する。

9

プロファイリング – 情報の活用

- プロファイリングは以下の情報を活用：
 - 英国統計局の統計調査
 - 会社登記
 - ダン・アンド・ブラッドストリート社の民間データ
 - その他の行政記録情報源
- プロファイリングは以下の方法によって実施される：
 - 企業訪問
 - 机の上で、電子メールや電話



Decide with Confidence



10

プロファイリングに用いられるツール (1)

- 標準化されたテンプレート (定型様式) が用いられる。データは自動的にIDBRから、切断された企業集団水準で取りだされる。
- テンプレートには以下の記載事項がある。
 - 歳入・関税付付加価値税、源泉徴収登録
 - 統計調査に報告する構造 (企業集団内のどこが調査に回答するか) と回答状況
 - 事業所、売上高、従業者数



11

プロファイリングに用いられるツール (2)

- プロファイリングのテンプレート
 - Excelで作成され、IDBRのオンライン・システムからデータとともに提供される。
 - 英国では5年以上用いられている。
 - プロファイラーにとって大変に有用であることが判明。品質確認に焦点を当てている。
 - プロファイラーにより常にに再検討され改善されている。



12

プロファイリングに用いられるツール(3)

- プロファイリング報告書



- 白紙のプロファイリング報告書が、共有ビジネス・データベースから利用できる。
- 全ての報告書はIDBRIに対するいかなる新しい企業構造変化あるいはデータの変化についても詳細に記入される。
- プロファイリング報告書は英国統計局の産業・企業統計調査に対する影響を強調している。
- 産業・企業統計調査担当者との意思疎通が鍵である。

13

標準化されたプロファイリング報告書 - 主要な11の確認項目

- **企業集団水準の確認項目:**

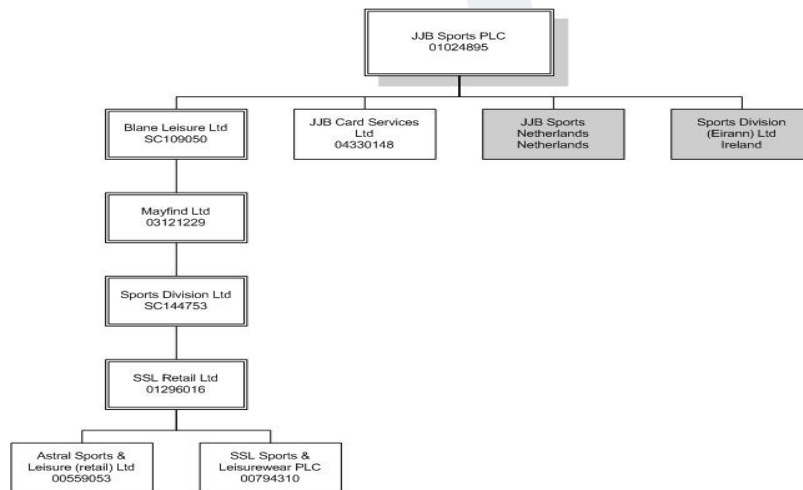
- 企業集団の従業者数と源泉徴収記録の人数の比較
- 企業集団 - 国内親会社、中間親会社、世界における究極の親会社
- 企業数

- **企業水準の確認項目:**

- 付加価値税記録／源泉徴収記録の比較
- 従業者数が一致するか否かの確認
- 報告単位の売上高 - 付加価値税記録と統計調査結果の比較
- 持株会社／売上高ゼロと従業者数ゼロ
- 統計調査のコンタクト
- 法的地位
- 報告単位と事業所の分類
- 報告単位に特定の調査事項

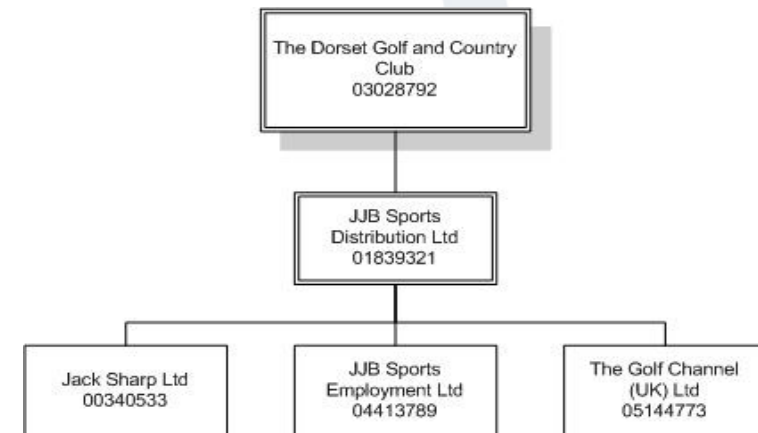
14

ダン・アンド・ブラッドストリート社 - 開始点....



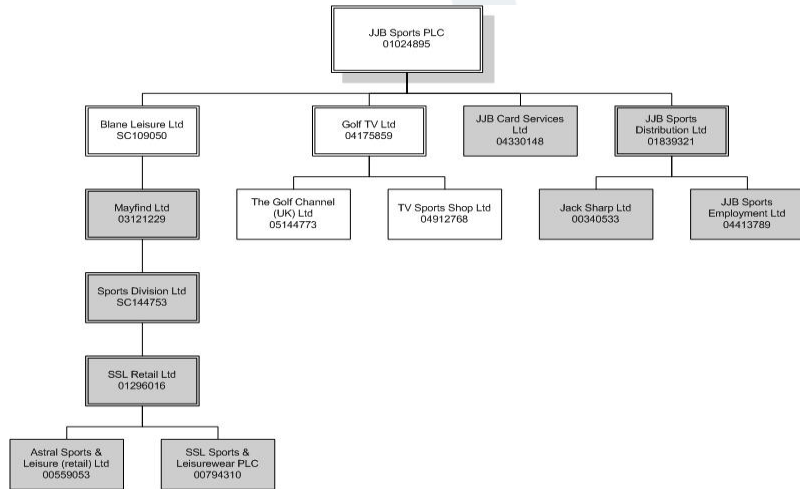
15

追加的な会社



16

最終的な英国企業集団構造



17

テンプレートの事例 - 法的単位 情報源 - 歳入・関税庁と会社登記

Company No	Legal Name (from Companies House source)	Operating Dormant Ceased Sold	Description of main activity	Sic 2003	Company number - immediate owner	Enterprise	Legal Unit	Unit Indicator	Legal unit name (from VAT/PAYE source)
00000001	J SPORTS PLC	operating	Retail of footwear & leather goods	5243	9900000001	123123123111	Vat	J SPORTS PLC	
00000002	J SPORTS PLC	operating	Retail of footwear & leather goods	5243	00000002	9900000002	123ABC11	Paye	J SPORTS PLC
00000003	J SPORTS DISTRIBUTION LIMITED	operating	Storage & warehousing	6312	00000003	9900000003	123ABC12	Paye	J SPORTS DISTRIBUTION LIMITED
00000004	J SPORTS EMPLOYMENT LIMITED	operating	Other business activities	7487	00000004	9900000004	123123123112	Vat	J SPORTS EMPLOYMENT LIMITED
00000005	J SPORTS EMPLOYMENT LIMITED	operating	Other business activities	7487	00000005	9900000005	123ABC13	Paye	J SPORTS EMPLOYMENT LIMITED
00000006	B LEISURE LTD	operating	Retail of footwear & leather goods	5243	00000006	9900000006	123ABC14	Paye	B LEISURE LTD
00000007	B LEISURE LIMITED	operating	Retail of footwear & leather goods	5243	00000007	9900000007	123123123113	Vat	B LEISURE LIMITED
00000008	GOLF LIMITED	operating	Radio and television activities	9220	00000008	9900000008	123ABC15	Paye	GOLF LIMITED
00000009	GOLF LIMITED	operating	Radio and television activities	9220	00000009	9900000009	123123123114	Vat	GOLF LIMITED
00000010	GOLF UK LIMITED	dormant	Other business activities	7487	00000010	9900000010	123123123115	Vat	GOLF UK LTD

会社番号 法的名称 活動状態 主要活動 産業分類 所有者 企業番号 法的単位番号 ? 法的単位名称

18

テンプレートの例 - 報告単位 - 英国統計局の統計調査が情報源

Operating unit reference	survey specific	Operating unit trading name	Legal Status	Inquiry stop	Description of main activity Sic 2007	Sic 2007	Total emps	No of local units	Turnover (£'000)	Turn-over Source	Enterprise	Enterprise PAYE jobs (latest PAYE update)	General Contact
経営単位番号		経営単位名称									企業番号		
4990000001	999	J SPORTS PLC INCL ALL VAT GROUP MEMBERS ACTIVITY IN NORTHERN IRELAND ONLY	1	5	Retail sale of sports goods.	47640	490	19	26033	206	9900000001	0	G BENNETT
4990000002	999	J SPORTS PLC INCL ALL VAT GROUP MEMBERS ACTIVITY IN ENGLAND SCOTLAND & WALES	1	5	Retail sale of sports goods.	47640	6212	225	346964	202	9900000002	9028	G BENNETT
4990000003	999	GOLF LTD	1	5	Activities of holding companies	64204	0	0	0	900	9900000003	0	The Secretary
4990000004	999	GOLF UK LTD	1	5	Other business activities	82990	0	0	0	112	9900000004	0	The Secretary

調査番号 法的地位 調査停止? 主要活動内容 産業部類 従業者数 事業所数 売上高 売上高情報源

19

テンプレートの例 - 事業所のサンプル - 情報源は英国統計局の統計調査

lu ref	Name	Trading style	Address 1	Address 2	Address 3	Address 4	Post-code	Emp	Business Description	Reporting unit	Sic 2007
10000001	J SPORTS PLC		2 NEW ST	LUTON			LU1 2TB	5	RETAILING SPORTS EQUIPMENT	49900000001	47640
10000002	J SPORTS PLC		1 HIGH STREET	SOUTH-END ON SEA			SS1 1JE	22	SPORTS GOODS RETAIL	49900000002	47640
10000003	J SPORTS PLC		2 MARK STREET	HALIFAX	WEST YORKS		HX1 1PB	19	SPORTS RETAIL	49900000003	47640
10000004	J SPORTS PLC		5 ARN CENTRE	LUTON			LU1 2TA	29	RETAILING SPORTS EQUIPMENT	49900000004	47640
10000005	J SPORTS PLC		4 HAMP VALLEY	SHOPPING CENTRE	GILL	KENT	ME7 3PT	13	SPORTS	49900000005	93199
10000006	J SPORTS PLC		UNIT 4	BRIGHT RETAIL PARK	WINC ROAD	READIN G	RG22 4AN	45	SPORTS GOODS RETAIL	49900000006	47640
10000007	J SPORTS PLC		CASTLE CENTRE	BANBURY	OXON		OX16 5UH	9	RETAILING SPORTS EQUIPMENT	49900000007	47640
10000008	J SPORTS PLC		21 HERT STREET	COVENTRY			CV1 1LF	22	SPORTS RETAIL	49900000008	47640

事業所番号 名称 業態? 所在地(1~4) 郵便番号 従業者数 活動内容 報告単位 産業分類

20

テンプレートの例 – 売上高の比較のサンプル - 情報源は英国統計局の統計調査

報告単位番号 報告単位指標

Ru ref	Ru indicator	ABI T/O	Survey code	STES T/O	Survey code	STES period
49900000001	999	346964	202	31541	RSI	201012
				26587	RSI	201011
				32349	RSI	201010
				28096	RSI	201009
				34563	RSI	201008
				42060	RSI	201007
				35230	RSI	201006
				28747	RSI	201005
				33593	RSI	201004
				23493	RSI	201003
				21180	RSI	201002
				29282	RSI	201001
				41340	RSI	200912
				27418	RSI	200911
				33959	RSI	200910
				30186	RSI	200909

年次調査と月次調査が一致しているか否かの確認は、顧客である国民経済計算のためになされている。このスプレッドシートは有用なツールであって、データが一目瞭然である。行政記録情報との比較が出来、かつ必要であれば疑義を参照することが出来る。

ABI : Annual Business Inquiry
(Annual Business Survey)
年次企業調査

年次企業調査 (ABI) の売上高?

月次調査の売上高?

21

テンプレートの例 – 従業者数の比較のサンプル - 情報源は英国統計局の統計調査

報告単位番号 報告単位指標 報告単位従業者数 統計調査の従業者数 統計調査情報源 調査時

Reporting Unit	RU Indicator	RU Emp	Survey Emp	Survey Source	Period
49900000001	999	6212	12858	MWS	200903
			11820	MWS	200904
			12348	MWS	200905
			11749	MWS	200906
			11517	MWS	200907
			11571	MWS	200908
			11545	MWS	200909
			11863	MWS	200910
			11723	MWS	200911
			11895	MWS	201001
			11238	MWS	201002
			10559	MWS	201003
			6922	MWS	201004
			6605	MWS	201005
			6626	MWS	201006
			6445	MWS	201007
			6307	MWS	201008
			6398	MWS	201009
			7390	MWS	201011

年次調査と月次調査が一致しているか否かの確認は、顧客である国民経済計算のためになされている。このスプレッドシートは有用なツールであって、データが一目瞭然である。行政記録情報との比較が出来、かつ必要であれば疑義を参照することが出来る。

22

ユーザー・フィードバックに続く影響シート

概要

- Re: Group - They are a major international private equity group who focus on acquiring market-leading businesses valued up to £1 billion. Their current portfolio of businesses employ over 72k people across more than 40 countries. Referred to Ent group team who have done some work on structure to relink units now and further action will be taken at the time of Worldbase 2013 (NB including foreign subsidiaries) - EGC have noted in their calendar to check at Worldbase 2012.
- Some businesses have returned for 2012 and their data looks ok but have flagged in my calendar to check when they are returned for BRES 2012 and/or on the register and cleared. e.g. rus 49900000002, 49900000003, 49900000004

損得

Name: Mr Andrew Sage Ltd Incl All Vat Group Members

Ru reference	RUSIC07		C EMP		C T/O (k)		REGION	
	Before	Now	Before	Now	Before	Now	Before	Now
49900000001	56103	56103	5175	5175	281423	316970	HH	HH

産業分類 従業者数 売上高 地域

影響

Date	RU Reference	RUSIC07		C EMP		C T/O		Region	Enterprise Live/Dead	Actioned by	ICC included on system
		Before	Now	Before	Now	Before	Now				
15/11/2012	49900000001	56103	56103	5175	5175	281423	316970	HH	Live	Colin	Y

産業分類 従業者数 売上高 地域 活動状態 記入者名

23

部分的プロフィール

- 英国では「ファイル・ノート」と呼ばれる。
- フル・プロフィールと同じ手順をとる。
- 企業集団 (TEG) の一部のみプロフィール
- 短期間での問題解決を可能にする。
- ユーザーの要請を満たす

24

タイミング?

- プロファイルを終えるのにどれくらい時間がかかるのか？

– 部分プロファイリング

- ベスト・シナリオ = 1 - 2 時間
- 最悪のシナリオ = 2 - 3 営業日



– フルプロファイリング

- ベスト・シナリオ = 1 - 2 営業日
- 最悪のシナリオ = 30 営業日

25

標準化されたツールの利点



- 品質確認に焦点を当てたプロファイラーにとって有用なツールである。
- 一つの報告書で全てのデータのスナップショットである。
- 比較のための全ての関連するデータが可視できる。
- 異常がすぐ分かる。
- プロファイリングの企業訪問で用いられる。
- フィードバックにより常に改善。

26

標準化されたツールの利点

- 全プロファイラーに共通して使用される。
- 新しい企業構造などテンプレートに記載された情報の詳細はIDBRの更新に用いられる。
- 行動報告書が作成され、英国統計局の統計調査への影響／損失／利得を詳細に記述したプロファイリング報告書に自動的に接続される。
- 読者に統合的なフォーマットである。

27

プロファイリングの有効性／影響の測定

- 英国統計局の統計調査手法を担当する部門はプロファイリングの有効性／影響を再検討する。
- プロファイリングの影響を三つの規準、すなわち従業者数、売上高、回答状況について検討する。
- プロファイリングの有効性に関する包括的な報告書で結論を



28

プロファイリングの有効性／影響の測定

- 欧州統計局に対して発見した事実を要約として報告する。その中には欧州連合のプロジェクトへ組み込むための数値尺度も含まれる。
- 有効性を測定するため、統計調査手法を担当する部門は統計分析システムのプログラムを設計する。
- 現在、月次単位で稼働しており、プロファイリングがIDBRの従業者数と売上高に与える影響を示す。

29

品質保証

- 全プロファイルの2%の品質保証が目標である。
- 品質の問題はチーム・ミーティングと個人に対するフィードバックを経由してなされる。
- 新しいプロファイラーは、訓練と開発の一部として、品質についてのフィードバックを受ける。



30

顧客に焦点を当てた接近 (1)

- 2011年4月、プロファイリングに顧客に焦点を当てた接近法が導入された。
- 問題がある企業の一覧をつくるため、産業・企業統計調査の責任者に調査した。
- これらを優先的にプロファイル。
- 2012年、「焦点グループ」が導入された。プロファイラーと顧客が四半期毎に会合。
- 鍵となるメッセージ - 情報のやりとりの2つの方法

31

顧客に焦点を当てた接近 (2)

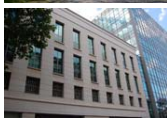
- サービスを向上させるためには:-
 - 各ケースごとに影響シートの導入
 - 顧客フィードバック質問票の開発
 - 四半期毎のニュースレターの作成
 - 毎月、顧客に対しプロファイルされたケースについてメールを送る。

32

フランスのビジネスレジスター SIRENE と SIRUS



参考 5



発表の内容

- 行政共用ビジネスレジスター-SIRENE
- 統計用ビジネスレジスターの必要性
- 統計用ビジネスレジスター SIRUS
- SIRUSのさまざまな活用



第1部：行政共用レジスター-SIRENE

- ◆ INSEEの役割
- ◆ どのようにしてそれは機能しているのか？

行政共用レジスター-SIRENE

- 1973年の政令により、法的単位及び事業所...に関する行政共用レジスターの内容が定義された。
- ... INSEE、すなわちフランス統計局はその管理・運営を任された。



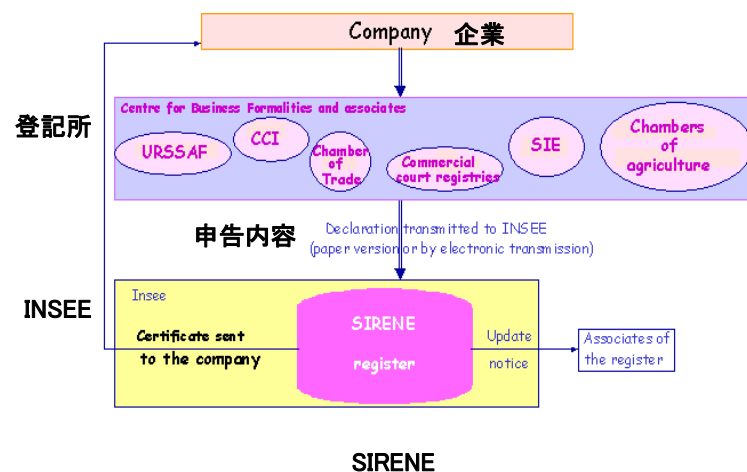
どの単位が SIRENEに含まれているのか？

- レジスターによってカバーされる単位とは
 - 給与が支払われない職業がある自然人
 - 民間あるいは公的な法律に責任がある道徳人
 - 中央、植民地政府の機関とサービス
- もしも
 - それらが商業・法人登記かつ／あるいは職人組合登記に登記しなければならないならば
 - 給与を支払う人を雇用しているか、かつ／あるいは財政的義務を負っているか、かつ／あるいは公的移転によって便益を得たならば

企業、SIRENEそして行政機関の関係

- SIRENEにおける登記は登記所“centre for business formalities” (in French *Centre de Formalités des Entreprises, CFE*) を通じて行われる。
- 登記所(CFE)は企業のカテゴリーによって異なる。
- 登記所(CFE)は 申告内容をINSEEに送る。
- INSEEは識別番号、主要な活動等のコードを付与し、レジスターに登録する。
- INSEEはそれを全ての行政機関、及び当該企業に送る

登録のしくみ



ビジネスレジスター: 統計官僚にとっての拠り所

- このレジスターの主な特徴は:
 - 全てを包括するカバレッジ(民間と公的部門、全活動)
 - 地理的カバレッジ
 - したがって SIRENEは統計調査の良い標本抽出フレームとして活用されている。
 - フランスのどの行政機関もSIRENEの識別番号を用いているので、統計官僚が行政記録データを用いることを容易にしている。統計局はより一層、行政記録データを用いたがっている。これは特に興味深い。

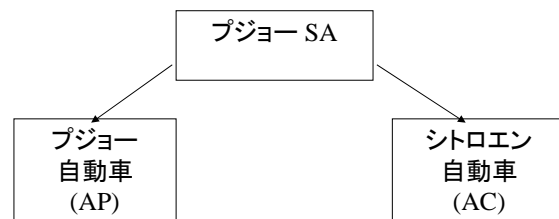
行政共用レジスター-SIRENE

- ただし限界もある:
 - 本人の同意なしに「削除」ができない
 - SIRENEで定義された単位は経済統計には限界がある。
- 現在まで、法的単位は“enterprise”の代理として用いられてきた。
 - 企業集団に含まれない単位は問題ないが...
 - 企業集団に含まれる単位にはいくつかの問題がある。

第2部:統計用ビジネスレジスター SIRUS

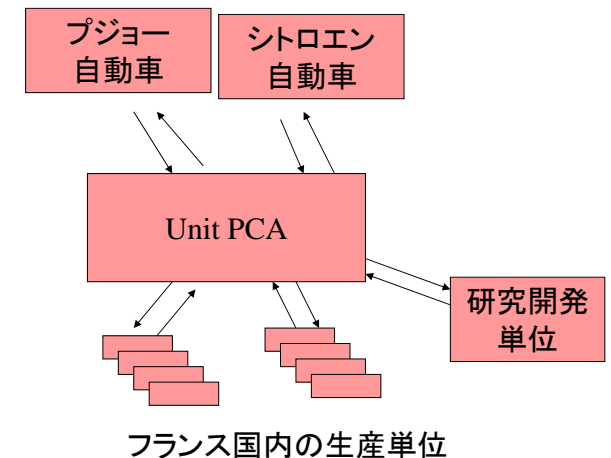
- ◆ 産業・企業統計において“enterprise”の概念を考慮。
- ◆ SIRUSの特徴

問題の事例:再編成前のプジョー・グループ(90年代末)



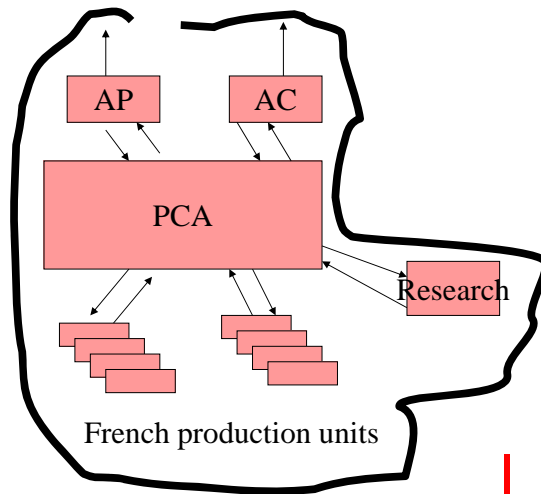
2つの団体(法的単位)はどちらも自動車を生産・販売している。工場は法的単位ではない。給与は2つの団体(プジョー自動車、シトロエン自動車)それぞれから支払われる。

プジョー・グループの事例 2. 再編成後のプジョー・グループ



プロジェクト・グループの事例

3. 「enterprise」という単位の創設



産業・企業統計における“enterprise”の概念の考慮

- “enterprise”は経済的な概念である：
 - 労働と資本を取り扱う経済単位である。
 - 財・サービスを生産する。
 - それらを販売するために。
 - 意思決定に関する一定の自律性。
- この概念は(統計単位に関する)欧州連合規則によって定義されている。
- ... かつフランスの(2008年の)企業の「規模」定義している法律にも用いられている。
- この定義に基づけば、「伝統的な」情報源から“enterprise”の情報を直接得ることはできない。
- どうやってそれらを構築すればよいのか？

プロジェクト・グループの事例：結論

- 新しい単位の導入の結果：
 - - 単純に足すことが出来ない変数(生産、売上高等)に関する情報の精度向上
 - - 企業数の修正
 - - 部門別統計の修正
- ただし、この新しい企業(enterprise)は企業集団の全ての法的単位を含むわけではない。

企業集団のプロファイリング

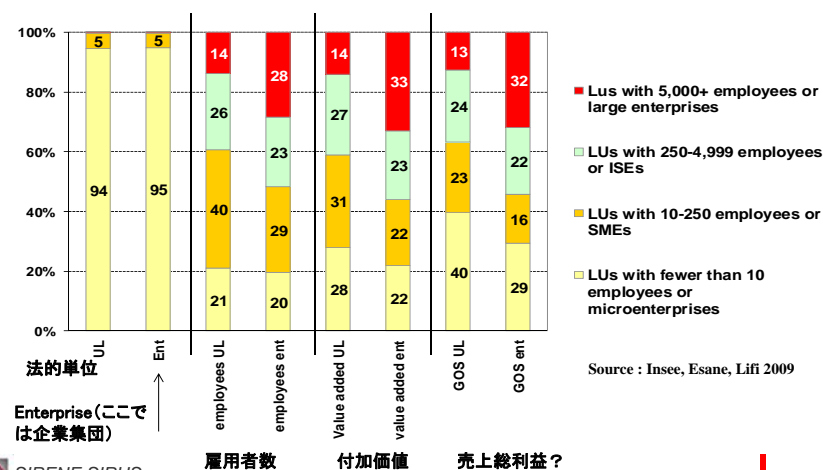
- 実地的な(pragmatic)接近法
 - 大企業集団については、企業集団内の“enterprise”を定義し、関連する情報を得るために直接対面してコンタクトをとる。
 - 中小企業集団については、もっとアルゴリズム的(algorithmic)接近法をとる。(小企業集団については“enterprise”が企業集団と同じであるという仮定を置く。
- 欧州連合の接近法
 - ESSnet(INSEE がリーダーである)
 - 大企業集団は多国籍である。
 - アイディア: 国境を越えた“enterprise”の定義のため。

“enterprise”概念を用いた視点からのフランス経済に関するいくつかの結果(1)

- これらの結果は“enterprise”が企業集団と同じであるという仮定に基づいている。
- 各産業部門のシェアは修正されている。販売、マーケティング、補助的機能を行っている子会社あるいは事業所が含まれるため、製造業と建設業のウェイトが増加している。
- ... ただし主要な結論は経済の集中度である。

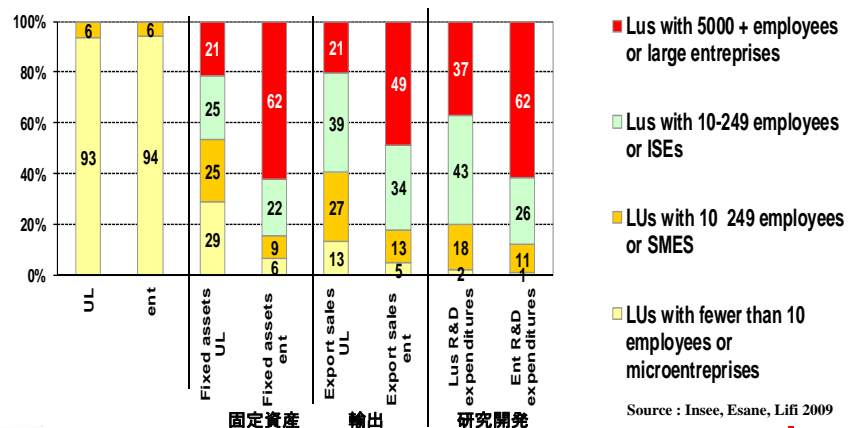
“enterprise”概念を用いた視点からのフランス経済に関するいくつかの結果(2)

Shares of legal units / enterprises in total France by size (non farm, non financial market sectors, 2009)



“enterprise”概念を用いた視点からのフランス経済に関するいくつかの結果(3)

Shares of legal units / enterprises categories, 2009 (non farm and non financial market sectors)



第3部: 統計用ビジネスレジスターSIRUS

◆ それはどのように機能するのか？

統計用ビジネスレジスター

- SIRENE は(行政共用が目的であったため)主として法的単位に基づいていたので、統計官僚は違う概念を導入していた。
 - 企業集団(企業集団についてのデバイス LIFIを活用)
 - Enterprises
- 統計用レジスターであるSIRUSはSIRENEのそばで構築されており、非常に近い関係がある。
- 全ての異なる単位(法的単位、事業所、企業集団、enterprise)がSIRUSの中に収録されている...
- ... ただし「主要な」単位は“enterprise”である。
- 統計目的に有用なその他の変数も収録されている。

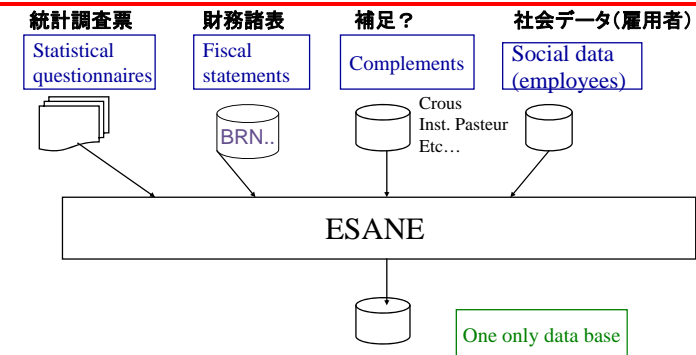
第4部: SIRUSの活用

- ◆ SIRUSは全ての産業・企業統計官僚にとっての基礎的なインフラストラクチャーである。
- ◆ 報告者負担に関する情報を格納

SIRUSは共通のインフラストラクチャーである

- 標本調査フレーム
- 統計調査を実施・運営する全ての人々、とりわけ非回答データの加工のツールである：
 - 主として確率的に、ある単位が経済的に廃業したとする(このときSIRENEでは削除されない):統計調査からの情報と行政記録情報の共有

事例:フランス産業・企業構造統計の作成システム



The business register is **the backbone of this device**, where the enterprise is now considered

SIRUSのその他の目的: 報告者負担の尺度

- 報告者負担の尺度
- 全ての標本を統計用レジスターに収録することによる。
- 各統計調査について調査票の長さや記入の難しさに応じて異なる「ウェイト」を付与。
- 各enterpriseについて「累積」報告者負担を考慮した標本の調整に関する新しい方法が進行中である。

参考文献(1)

Presentation of SIRENE on Insee website:
<http://www.insee.fr/en/bases-de-donnees/default.asp?page=sirene.htm>

France's economic fabric more concentrated than it seemed – new definition and new categories of enterprise, Jean-Marc Béguin, Vincent Hecquet, Julien Lemasson, Insee-première N° 1399, March 2012

The new French System of Production of Structural Business Statistics, Philippe Brion, paper presented at the fourth international conference on establishment surveys, Montreal, June 2012

Bibliography (2)

Construction of a statistical database linked to the inter-administrative business directory of the national enterprise and establishment register database: registering samples to measure the response burden, paper presented by Insee at the meeting of the group of experts on business registers, OECD, Paris, September 2011

Sampling coordination of business surveys conducted by Insee, Fabien Guggemos, Olivier Sautory, paper presented at the fourth international conference on establishment surveys, Montreal, June 2012

ビジネスレジスター:

概念、システム、維持・管理

概略

- ビジネスレジスター (BR)の定義と活用
- 主要な概念:単位と企業組織構造
- ビジネスレジスター システム: データベースとソフトウェア
- ビジネスレジスターの維持管理
- 統計調査のフィードバック

定義と活用

ビジネスレジスターとは、センサス局の事業者に関するマスターリスト(原簿)である。

主要な活用:

- ビジネスプログラムのための対象母集団の特定:
 - 経済センサス調査リスト
 - 標本調査フレーム

その他の活用:

- 行政記録の中央保管場所
- データ収集・加工の運用管理
- 統計のデータソース
- 経済分析の資源

利点:

- 低費用
- 標準化のプラットフォーム
- 効率化

単位の種類

ビジネスレジスター単位			作成者
統計的	標準	事業所	センサス局
		企業	
	特殊	部分に分割した企業 代替的報告単位	
行政的	雇用主識別番号単位		内国歳入庁
	社会保障番号単位		

事業所

通常は事業活動、サービスの提供、工場の操業が、一か所の区画(場所)を占めて行われている経済単位



また:

- ビジネスレジスターにおいて最小の互いに分離した事業単位
- 産業分類コードを適用する単位
- 経済センサスにおける基本的な調査単位(ほとんどの産業)

企業

共通の所有あるいは支配下の1カ所以上の事業所から成る経済単位



ビジネスレジスター上の企業は以下の要素から成る。

- 米国本社(法的単位)とその傘下の事業所
- 外国所有企業の米国子会社(50%超の所有/支配)

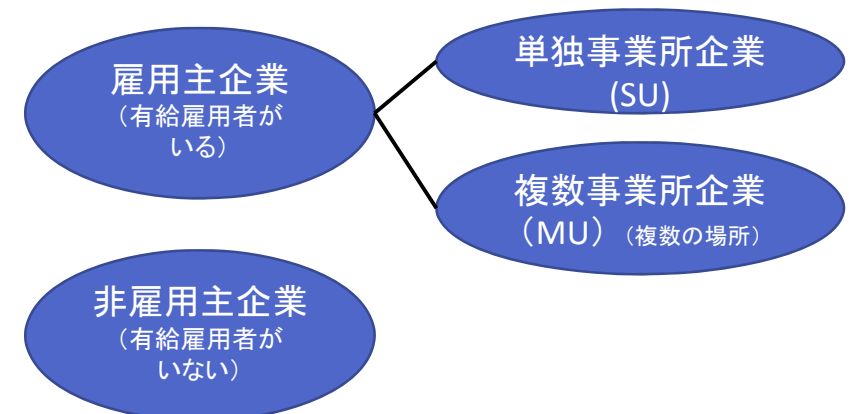
雇用主識別番号単位と社会保障番号単位

納税目的のために内国歳入庁(IRS)によって設定される単位

雇用主識別番号単位	社会保障番号単位
雇用主識別番号	社会保障番号
会社企業、パートナーシップ、非営利	自営業
給与税申告、所得税申告、あるいは両方に用いられる可能性がある	所得税申告のために使用
有給雇用者がいる全ての事業者は少なくとも一つの雇用主識別番号を持つ	事業主個人所得税申告書(IRS 1040 Schedule C)で提出される
業者は多重の雇用主識別番号を持つ可能性がある	「非雇用主」事業者の主要なソース

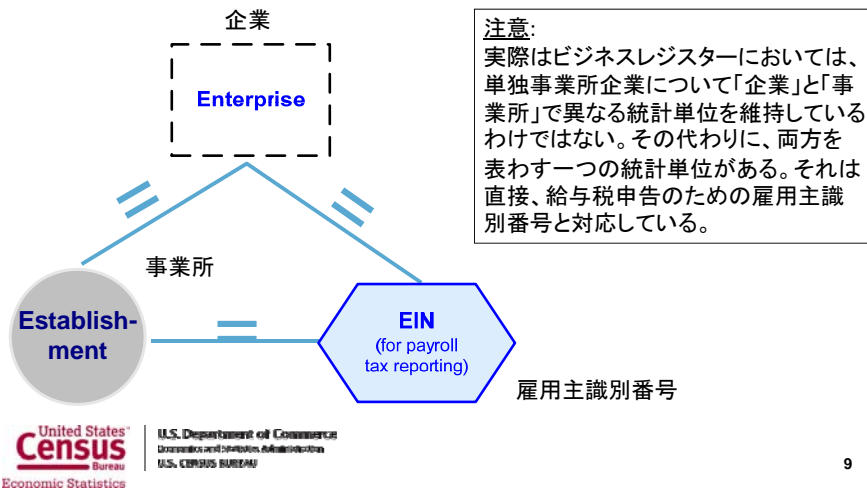
企業組織構造

ビジネスレジスター上の統計単位と行政記録単位は企業構造として組織編成される



単独事業所企業 (SU) 雇用主

全ての実際的な目的について、
企業、事業所、雇用主識別番号は1つかつ同じ



複数事業所企業 (MU) 雇用主

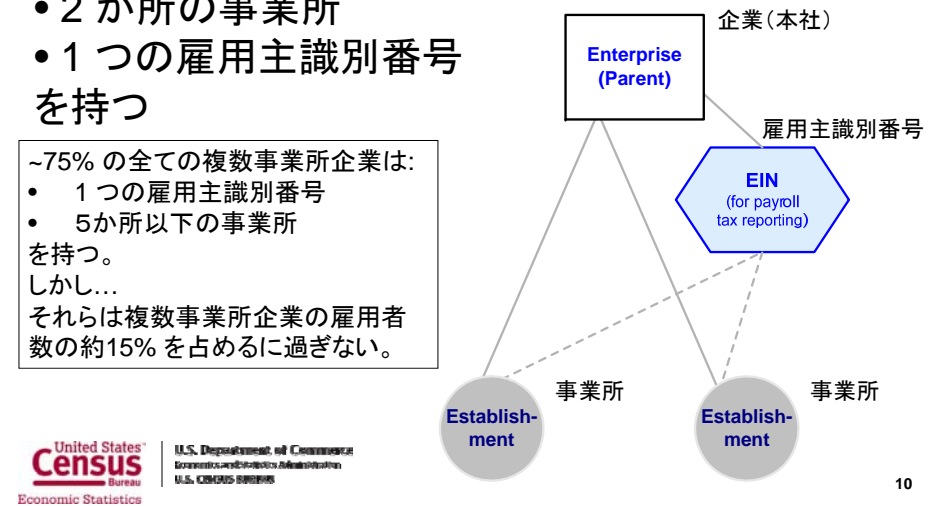
最も単純な複数事業所企業は:

- 2 か所の事業所
- 1 つの雇用主識別番号を持つ

~75% の全ての複数事業所企業は:

- 1 つの雇用主識別番号
- 5 か所以下の事業所を持つ。

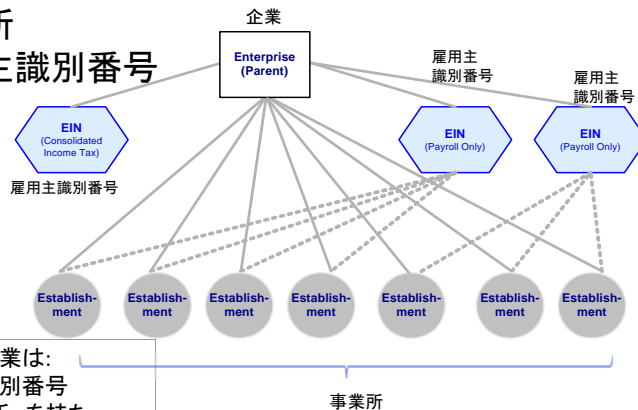
しかし...
それらは複数事業所企業の雇用者数の約15% を占めるに過ぎない。



複数事業所企業 (MU) 雇用主

より複雑な複数事業所企業は:

- 多数の事業所
- 多重の雇用主識別番号を持つ



いくつかの複数事業所企業は:

- > 2,400 個の雇用主識別番号
- > 13,000 か所の事業所 を持ち、
- > 130万人の雇用者 がいる。

非雇用主

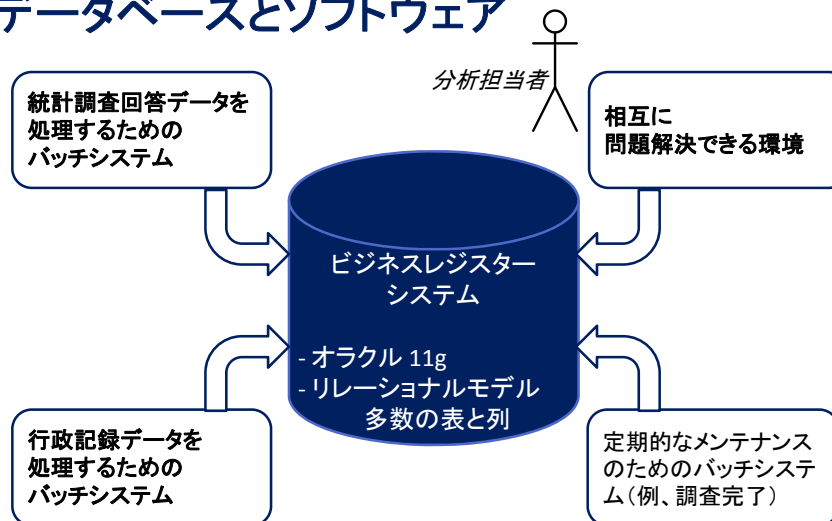
- 事業所得税申告単位が、非雇用主の母集団の基礎である。
 - 事業所得税申告単位 (雇用主識別番号単位と社会保障番号単位):
 1. 複数事業所企業の傘下になく...
 2. 給与税申告単位と対応せず...
 3. それらが格付けられた産業分類 (NAICS) の裾切りの純収入より下にある...
- ...ものが非雇用主の母集団に含まれる。



ビジネスレジスター上の統計単位の数

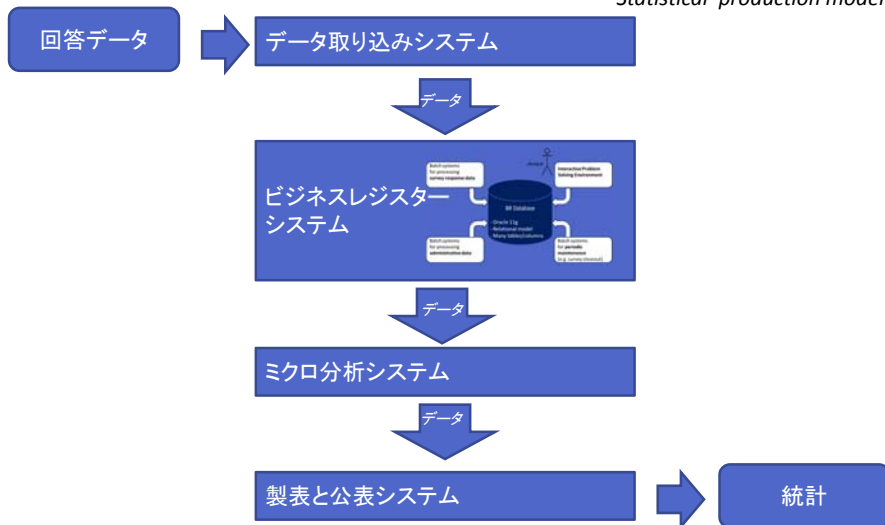
事業者の分類			大凡の数
雇用主	複数事業所企業	本社	170,000
		事業所	1,800,000
	単独事業所企業	事業所	6,000,000
非雇用主			22,500,000

ビジネスレジスターシステム：データベースとソフトウェア

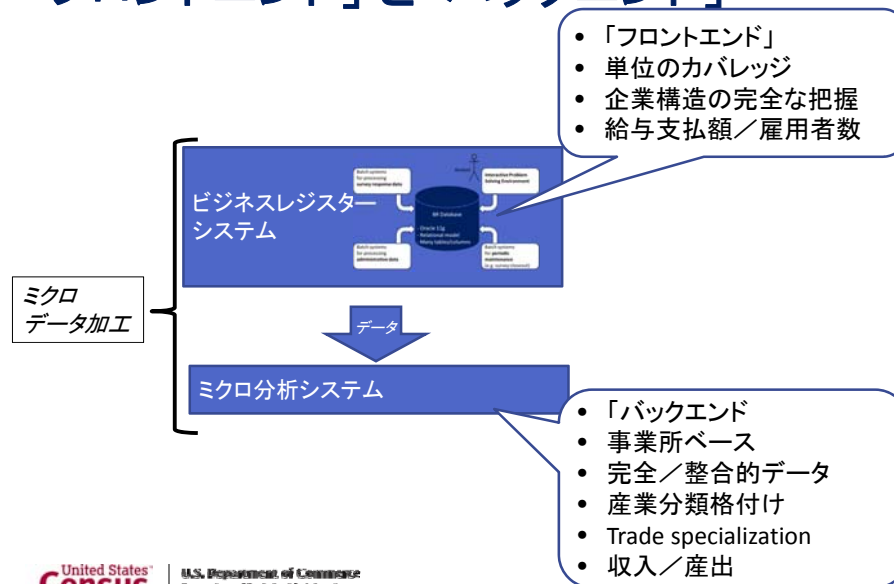


ビジネスレジスターシステムと統計作成

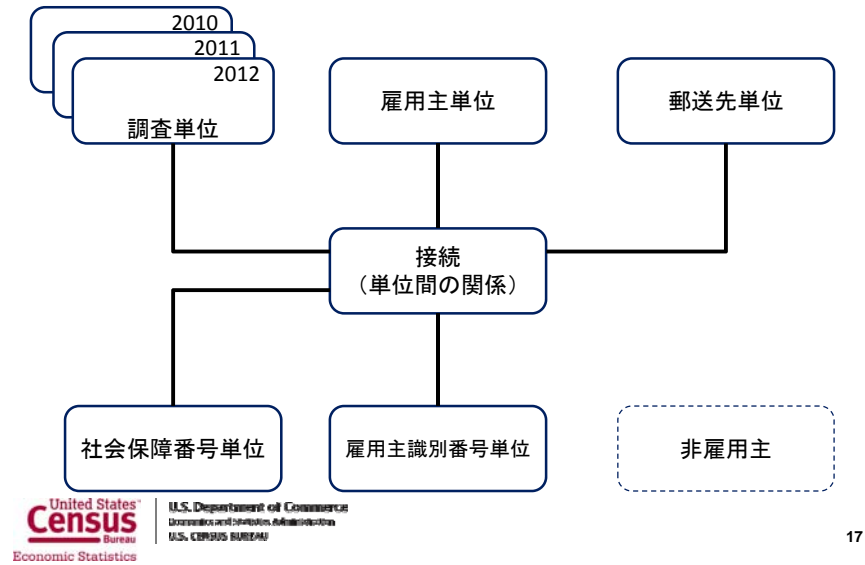
Statistical production model



「フロントエンド」と「バックエンド」



ビジネスレジスターデータベース: 基礎組織



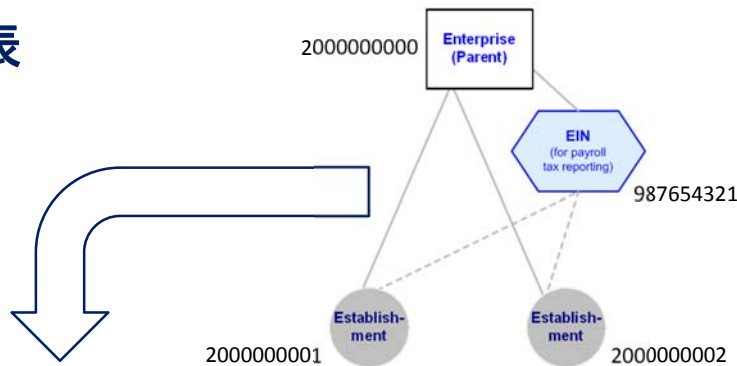
17

調査単位と雇用主単位

雇用主単位	調査単位
標本抽出フレームの情報源	統計調査あるいは経済センサスの報告／回収単位。雇用主単位から構築。
非調査／参照時点の公表	特定の調査／参照時点
連続的な更新に依存	所与の調査／参照時点の間に更新に依存。調査が一度締めくくられると「最終」と見なされる。
企業と事業所のみ	企業、事業所、特殊な回収単位 (ARUs と SPEs)
ほとんどの現在の組織構造と単位特性を反映	歴史的な調査／参照時点で分析対象の組織が時間とともに変化しうる

18

接続表



LINK_NAME	LINK_ID1	LINK_ID2	ACTV	BGN	END
EMPEMP2	2000000000	2000000001	Y	1/1/2012	
EMPEMP2	2000000000	2000000002	Y	1/1/2012	
EMPEIN1	2000000000	987654321	Y	1/1/2012	
EMPEIN3	2000000001	987654321	Y	1/1/2012	
EMPEIN3	2000000002	987654321	Y	1/1/2012	

19

コア単位の属性と特性

- 事業名称-第1名称(正式名称)と第2名称(俗称)
- 所在地- 郵送先、物理的、外国、その他
- 産業分類: 北米産業分類体系コード
- 組織の法的形態
- 規模尺度:
 - 主要:
 - 年間給与支払額
 - 第 I 四半期給与支払額
 - 雇用者数
 - その他:
 - 収益／収入
 - 在庫、資産、支出
- 営業状態
- 支所と他の単位との関係

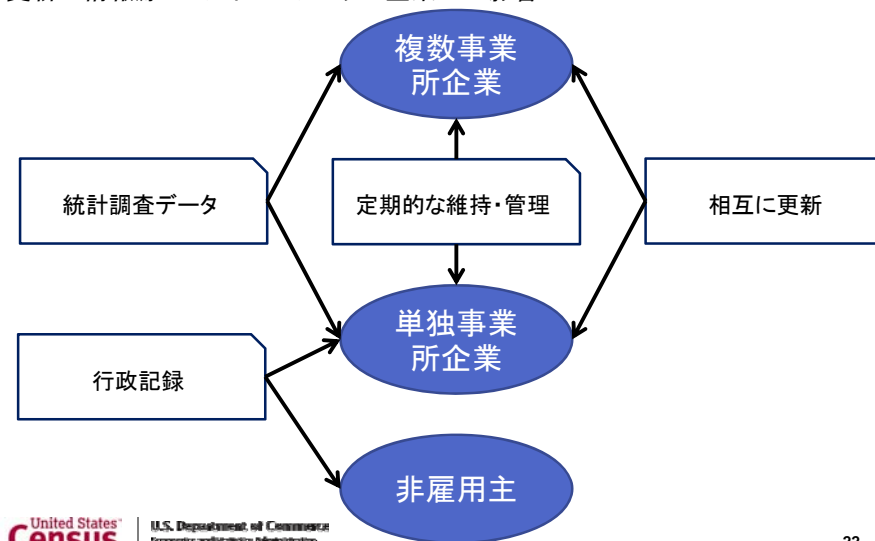
20

ビジネスレジスターの維持管理

- ビジネスレジスターの維持・管理 = 可能な限り完全かつ正確な統計単位の集合を提供するためのデータベースの更新
- 更新は動的であり、連続的(な更新)に近く、ビジネスレジスターシステムの異なる構成要素を通じて制御されている。
- 更新の主要な情報源は以下を含む:
 - 行政記録
 - 統計調査データ:
 - 企業組織調査 (COS)
 - 年次工業調査 (ASM) 日本の工業統計に相当
 - 経済センサス (EC)
 - 相互に更新
 - 維持・管理の定期的な実施

ビジネスレジスターの維持・管理

更新の情報源とビジネスレジスター企業への影響



企業組織調査

企業組織調査とは何か、そのように使用されているのか:

- レジスター(の品質)を検査し、企業のプロファイリングを行う調査
- 「組織報告」としても知られている
- 選ばれた複数事業所企業と少数の単独事業所企業に送られる
- 主要な目的: 組織と営業状態の把握
- 企業統計プログラム (ESP) の回収手段
- データ回収とビジネスレジスター維持・管理のために年次工業調査 (ASM) は企業組織調査 (COS) と統合されている。
- 統合された統計調査はしばしば「COS/ASM」と呼ばれている。

企業組織調査

量、頻度、タイミング:

- 調査対象は以下をカバーしている:
 - 42,000 社の複数事業所 (MU) 企業(前複数事業所 企業の 25 %を占めている)
 - 14 0万カ所の複数事業所企業の傘下事業所(全複数事業所企業の傘下事業所の75%を占めている)
 - 年次工業調査の標本の一部でもある~30,000か所の複数事業所企業傘下事業所
 - 複数の場所で活動を行っていることが示唆されている ~5,000か所の単独事業所企業 (SUs)
 - 年次工業調査の標本の一部でもある~20,000か所の追加的な単独事業所企業
- 年次調査は参照年の12月に回収が開始され、1月から8月まで処理作業がかかる。

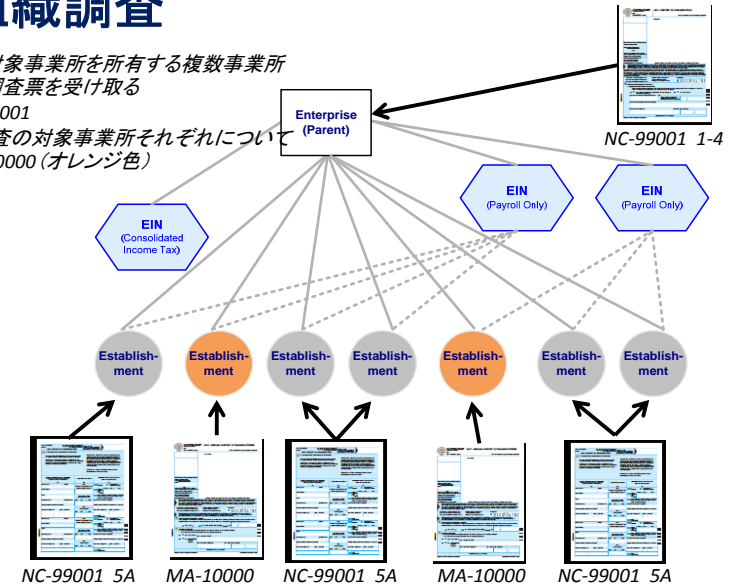
企業組織調査

- 主要回収手段(調査票):
 - 調査票NC-99001: 複数事業所企業の組織報告
 - 調査票NC-99007: 単独事業所企業の組織報告
 - 調査票MA-10000: 年次工業調査 (ASM) の報告様式
- 調査票NC-99001 は大きく3つの部分から構成されている:
 - 項目1から項目4までは企業に関する調査項目
 - 項目5Aは既存の事業所に関する調査項目
 - 項目5Bは新規の事業所に関する調査項目
- 調査票 NC-99007 が要求しているのは:
 - 営業している場所数であり、もしそれが複数であるならば...
 - ...各場所についてのデータ(項目4)の記入を求めている
- 調査票MA-10000はビジネスレジスターの更新に役立つデータを収集している:
 - 項目1から項目4まで
 - 項目7(給与支払額と雇用者数)の一部
 - 単独事業所企業について所有/支配で囲い込む(調査票NC-99530)

企業組織調査

年次工業調査対象事業所を所有する複数事業所企業は以下の調査票を受け取る

- 調査票NC-99001
- 年次工業調査の対象事業所それぞれについて調査票MA-10000(オレンジ色)



企業組織調査

ビジネスレジスター単位の接続の影響-調査票 NC-99001 項目 5A

- 雇用主識別番号の変化
- 営業状態の変化-例、休業
- 所有者の変化-場所が新しい親企業に売却された

Company Establishments and Subsidiaries (Add store or plant number, if any, and correct any errors or omissions.)		Employment and Payroll		Operational Status at the End of 2011 (Mark "X" only ONE box.)	
Line No.	EIN	NAICS	2011		
			Number of employees for pay period including March 12	<input type="checkbox"/> In operation	<input type="checkbox"/> Temporarily or seasonally inactive
			Major activity	<input type="checkbox"/> Ceased operation - Give date →	Month Day Year
			Name	<input type="checkbox"/> Sold or leased to another operator - Give date above AND enter name and address of new owner or operator below →	Month Day Year
			Secondary name		Name of new owner or operator
			Physical location (Number and street)		Mailing address (Number and street, P.O. box, etc.)
			City, town, village, etc.		City, town, village, etc.
			State		State
			ZIP Code		ZIP Code
			Annual payroll	<input type="checkbox"/> Other - Specify →	

企業組織調査

ビジネスレジスター単位の接続の影響-調査票MA-

1 EMPLOYER IDENTIFICATION NUMBER
Is the Employer Identification Number (EIN) shown to the left of the mailing address the same as the EIN used for this establishment on its latest 2011 Internal Revenue Service Form 941, Employer's Quarterly Federal Tax Return?

Yes - Go to 2 No - Enter current EIN (9 digits) → 0025 [] [] [] [] [] [] [] [] []

3 OPERATIONAL STATUS
Which of the following best describes this establishment's operational status at the end of 2011?
(Mark "X" only ONE box.)

0011 In operation

0016 Under construction, development, or exploration

0013 Temporarily or seasonally inactive

0014 Ceased operation - Give date at right → Month Day Year

0015 Sold or leased to another operator - Give date at right AND enter name and address of new owner or operator and Employer Identification Number (EIN) below →

0020 Name of new owner or operator 0021 EIN (9 digits)

0022 Mailing address (Number and street, P.O. Box, etc.)

0023 City, town, village, etc. 0024 State 0025 ZIP Code

企業組織調査

新しいビジネスレジスター単位の特定- 調査票NC-99001 項目5B

5 B. ADDITIONAL LOCATIONS OF OPERATION - Continued

(a) Company Establishments and Subsidiaries				(b) Employment and Payroll			(c1) Major Activity in 2011		
EIN		2011		Code		Specify →			
Name		Number of employees for pay period including March 12							
Secondary name		Store/Plant No.		First quarter payroll (January-March 2011)		(c2) Former Owner or Operator			
Physical location (Number and street)		\$ Bil. Mil. Thou.		Mailing address (Number and street, P.O. Box, etc.)		Name of former owner or operator			
City, town, village, etc.		State ZIP Code		City, town, village, etc.		State		ZIP Code	
Date establishment opened or is expected to open		2011 Annual payroll		Date acquired					
Month	Day	Year	\$ Bil.	Mil.	Thou.	Month	Year		

企業組織調査

新しいビジネスレジスター単位の特定- 調査票NC-99007 項目 4

4 LOCATIONS OF OPERATION

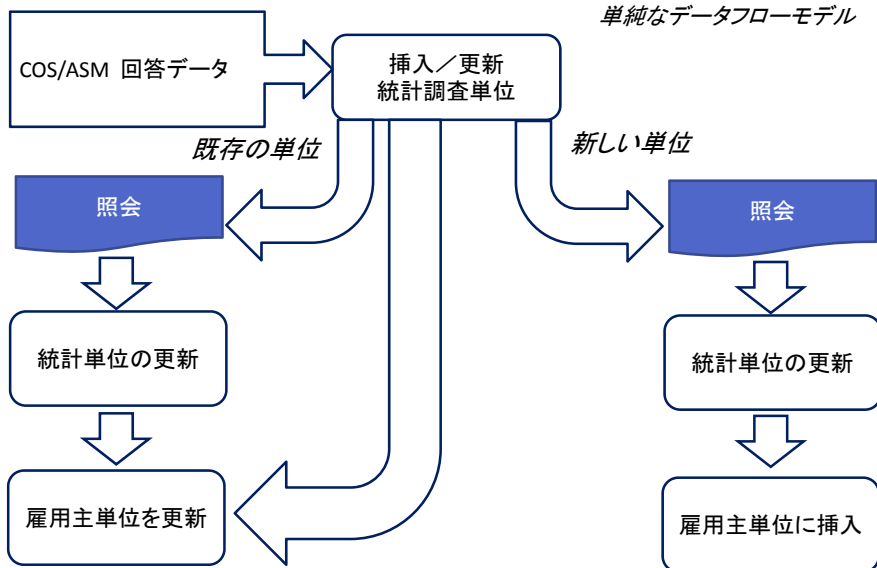
How many locations were in operation at the end of 2011 under the EIN shown to the left of the mailing address? (If your EIN had more than 2 physical locations at the end of 2011, copy this page and provide the requested data for all of your locations.)

- Provide the physical location address and other information requested for each location.
- Provide the headquarters location first, followed by all other locations.
- For employees that worked at more than one location, report the employment and payroll data for the employees at the ONE location where they spent most of their working time.

Name	Secondary name	Store or plant No.	Physical location (Number and street)	City, town, village, etc.	State	ZIP Code	Describe kind of business at this location	2011	
								Number of employees for pay period including March 12	Estimates are acceptable
1								\$ Bil.	Mil. Thou.
2								\$ Bil.	Mil. Thou.

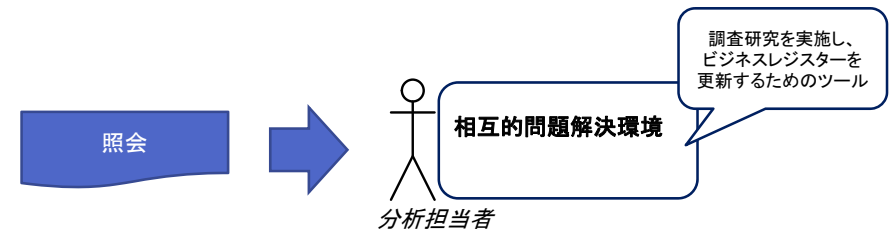
同様の添付書類 (NC-99530)が調査票 MA-1000と同封され、全ての年次工業統計調査対象単独事業所企業に送付される

企業組織調査



企業組織調査

回答データの処理中にビジネスレジスター分析担当者の注意喚起が必要であると特定されたケースが照会となる。

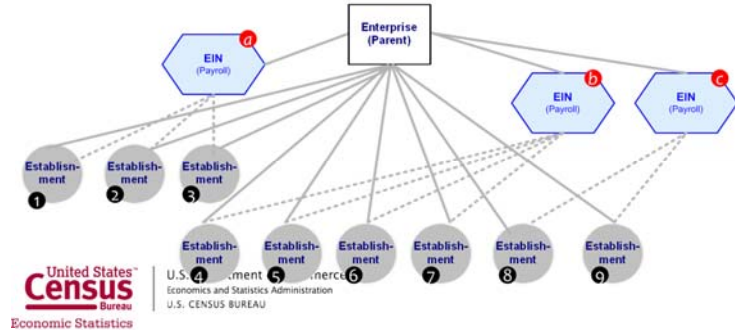


- 例:
- 売却されたと報告された事業所の後継企業を確定する
 - 新規に報告された事業所がビジネスレジスターに既に存在していないかを確認する
 - 間違っ報告された給与支払額あるいは雇用者数を修正する

企業組織調査の回答データの処理と照会は1月から8月まで実施される

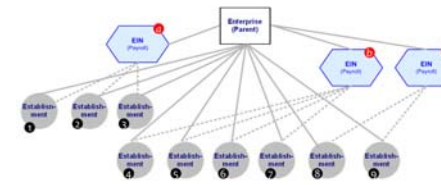
企業組織調査

- 「企業構造の完全な把握」- 企業組織調査データと内国歳入庁の給与と税データ:
 - 比較の基礎として用いられる第 I 四半期給与と支払額 (QTR1)
 - 分析/データ統一ツール
 - 回答データが処理された後、各複数事業所企業について実施される
 - 企業組織調査における複数事業所企業の傘下の事業所のデータを合計することによって比較がなされる:
 - 同一の雇用主識別番号について接続された各事業所について $QTR1_{COS} = \sum QTR1$
 - 同一の雇用主識別番号について $Q1_{IRS}$ = 第 I 四半期内国歳入庁給与と税データ
 - $QTR1_{COS}$ と $Q1_{IRS}$ の間に大きな差があった場合照会に入る
- 例: 複数事業所企業は以下のように示される。- 9 か所の事業所と 3つの雇用主識別番号



企業組織調査

“企業構造の完全な把握”- 概念的データの組織編成



EIN	MU	Current Year		Prior Year	
		QTR1	Q1 _{IRS}	QTR1	Q1 _{IRS}
a	1	24	48	25	140
	2	24		25	
	3	90		92	
	Total	138		142	
b	4	250	5000	225	1001
	5	450		450	
	6	300		301	
	Total	1000		976	
c	7	0	4000	1000	3998
	8	4005		2000	
	9	0		1015	
	Total	4005		4015	

企業組織調査

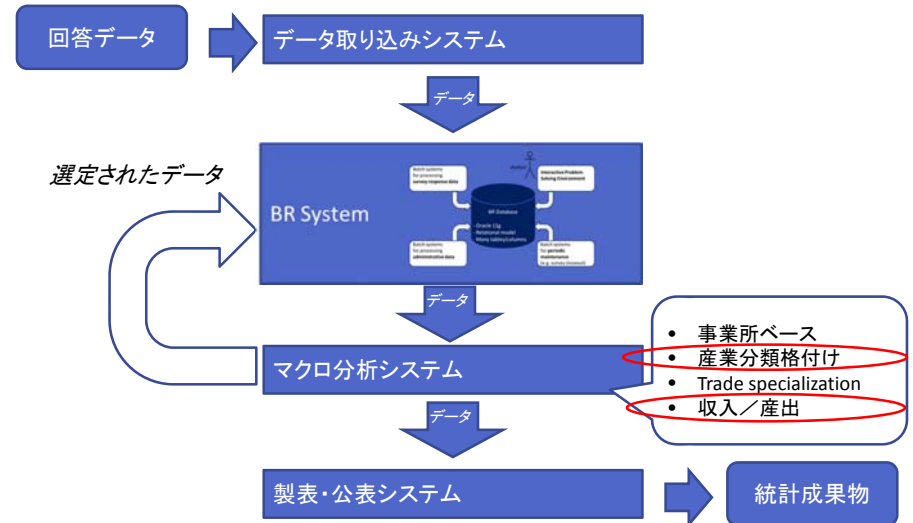
「企業構造の完全な把握」- 分析:

EIN	MU	Current Year		Prior Year	
		QTR1	Q1 _{IRS}	QTR1	Q1 _{IRS}
a	1	24	48	25	140
	2	24		25	
	3	90		92	
	Total	138		142	
b	4	250	5000	225	1001
	5	450		450	
	6	300		301	
	Total	1000		976	
c	7	0	4000	1000	3998
	8	4005		2000	
	9	0		1015	
	Total	4005		4015	

Scenarios
$QTR1_{COS}=138 > Q1_{IRS}=48$ 新しい雇用主識別番号が使われているのか?
$QTR1_{COS}=1000 < Q1_{IRS}=5000$ 事業所が漏れているのではないかと?
$QTR1_{COS}=4000 \approx Q1_{IRS}=4005$ しかしほとんどの複数事業所企業は空白で回答 (QTR1=0) 連結して報告したのか?

統計調査のフィードバック

統計作成モデル



統計調査のフィードバック

- ビジネスレジスター維持・管理のために毎年実施
- 情報源:
 - 年次工業調査: ~50,000か所の事業所
 - 経済センサス: ~6,000,000か所の事業所
- 処理過程:
 - ミクロ分析システムから抽出
 - ビジネスレジスターの更新: 統計調査単位と雇用主単位
 - 統計調査成果物が公表されてから実施される。

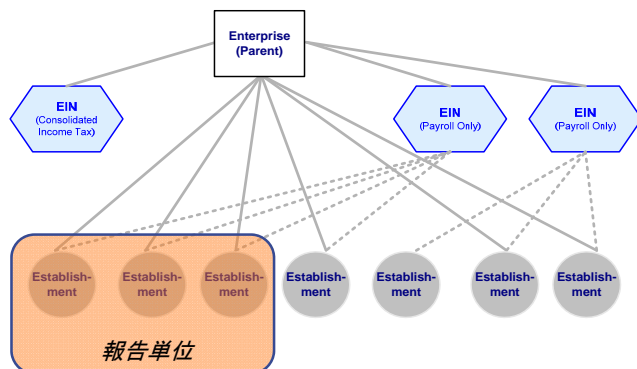
統計調査のフィードバック

- 主要なデータ:
 - NAICSコード(産業分類)
 - 多くの単独事業所企業について品質/信頼性が改善
 - コード格付けの情報源とその信頼性に基づいて変更
 - 修正された給与支払額/雇用所数
 - EMP, QTR1, ANN
 - 主要な産出尺度
 - RCPT_TOT = 出荷、販売、収益、収入
- その他の年次、四半期、月次調査からのフィードバックはあるのか?
 - 相互的な更新を通じてケース・バイ・ケースにある。
 - 事例管理システムを通じてフィードバックが要求される。
 - ビジネスレジスターの専門家によって更新される。
 - 挑戦:
 - 統計作成のためのビジネスレジスターの統合がなされていない
 - 報告単位の同等性?

統計調査のフィードバック

報告単位—その他の年次、四半期、月次調査:

- (以下のような)企業の多重事業所を表現できる可能性。
- ビジネスレジスターの外部で構築。
- ビジネスレジスターは報告単位と事業所の接続情報を持っていない。





ビジネスレジスター 大企業のプロファイリング

発表内容

- なぜプロファイリングをするのか?
- ビジネスレジスター
 - 母集団 universe
 - 資源
 - 維持・管理戦略
- プロファイルにおける対象の選定プロセス
- プロファイリング
- 品質保証
- 意義

なぜプロファイリングをするのか?

- 各分野別の調査において、複雑な構造の企業が存在するがゆえに母集団名簿(フレーム)にかかる負担を軽減するため。
統計調査と公表に焦点を当てている。
- さまざまな分野別の調査担当からのフィードバックを増やすことにより、構造の品質と信頼性を向上させるため。
概念と手順の整合性を保証する。

ビジネスレジスターにおける活動中の事業の母集団

- 2011年12月(時点)の包括的な調査母集団ファイル
 - 企業
 - 単独 事業所企業 - 243 万レコード
 - 複数事業所企業 - 2万6千レコード
 - 事業所
 - 単独 事業所企業 - 243 万レコード
 - 複数事業所企業 - 13万2千レコード

資源

- 平均 38 人のプロファイラー
毎日情報を更新
- 資源の不足
2万6千社の複数事業所企業の構造の変化を十分に監視するためには不十分。

維持・管理戦略

- 上位5千社:
 - プロファイル
2~3年に1回
企業集団における変化が探知されたとき。
 - 維持
必要に応じてプロセス・フィードバックを実施。
 - 監視
更新は各分野別の調査担当及び調査票回収担当による。

維持・管理戦略

- その他の2万1千社:
 - 品質保証監視
 - 必要に応じた維持
 - 以下の関与の増大:
各分野別の調査担当の母集団名簿(フレーム)専門官
調査票回収担当

維持・管理戦略

- 単純な構造(の企業)
 - 1つの法的主体/1つの事業主体
- 以下によって更新:
 - 税務記録による置換
 - 各分野別の調査担当
 - 調査票回収担当

維持・管理戦略

- 単純な複数事業所企業
 - 1つの法的主体が複数の事業を行っているケース。
- 更新は以下のように分担している:
 - 各分野別の調査担当
 - 産業が1つの企業
 - プロファイラー
 - 複数の産業にまたがる企業

維持・管理戦略

- 大きく複雑な(企業)構造
 - 複数の法的主体、事業活動(から構成され)、(複数の)産業分類(にまたがっている)。
- 更新は以下の分担で行われている:
 - プロファイリング活動
 - ビジネスレジスターと企業プログラムマネージャー

プロフィールにおける対象の選定プロセス

- ステップ 1:
 - 順位付けシステムが以下の変数を用いてプロフィールの対象となる上位5千単位を選定:
 - 複数の法的主体(から構成されているか)
 - 複数の事業主体(から構成されているか)
 - 複数の産業分類(にまたがっているか)
 - 複数の州(にまたがっているか)
 - 連結(決算を行っているか)

プロフィールにおける対象の選定プロセス

- ステップ 1:
 - 特定の産業及び地域については規模変数(収入、資産、雇用者数)も考慮するが、プロフィールにおける対象の選定においては重要な要素ではない。
 - 複雑さの方がより重要な要素である。(例えば)規模変数の値が大きいのが、単純な構造の企業はプロファイリング以外の方法で更新される。

プロフィールにおける対象の選定プロセス

- **ステップ 2:**
 - 企業プログラムマネージャー (EPM) プログラムの一部として単位を選定する。
 - 企業統計課に割り当てられた単位についてはプロファイリングと調査票回収活動 (の両方) を徹底するために実際に訪問する。
 - 各人25~30単位。
 - 単位は上位から下位まで2~3年に1回はプロファイリングされる: 変化の度合いに依存する。
 - (システムからの) 更新要求メッセージにより単位は絶えず監視される。

プロフィールにおける対象の選定プロセス

- **ステップ 2:**
 - 複雑な企業の局内プログラム (CIP) に選定される単位。
 - ビジネスレジスター-CIPチームに割り当てられた単位は調査及び電話によってデータ収集され、全てプロフィールされる。
 - 各人100単位。
 - 単位は上位から下位まで2~3年に1回はプロファイリングされる - 変化の度合いに依存する。
 - (システムを経由した各分野別の調査担当、調査票回収担当からの) 更新要求メッセージにより単位は絶えず監視される。

プロフィールにおける対象の選定プロセス

- **ステップ 2:**
 - 分野別調査担当に対して高い重要性で選定される単位 - 上位5千単位の残り
 - ビジネスレジスターのプロファイリング・チームに割り当てられた単位に対して、必要に応じて、調査及び/あるいは電話によるデータ収集を実施。
 - 企業構造の上から下まで2年に1回はプロファイリングされる - 変化の度合いに依存する。
 - (システムを経由した各分野別の調査担当、調査票回収担当からの) 更新要求メッセージにより単位は絶えず監視される。

プロフィールにおける対象の選定プロセス

- **ステップ 3:**
 - プロファイリングを優先する単位の選定
 - プロファイラー : EPM, BR CIP, BRのプロファイリング・チームはそれぞれの責任によりプロフィールされる単位の順序を決める。
 - すでに、(一定の) 方法論に従って作成されたプロセスによって、(プロフィールされる対象は) それぞれどこが担当するか選定されているので、プロファイラーが考慮するのは:
 - 最後にプロフィールされた日
 - 調査された単位数
 - 未処理の(システムからの) メッセージの数
 - 未処理の(システムからの) メッセージの性質
 - 分野別調査における(企業) 構造の影響

プロファイリング

- 行政記録データ
- フィードバック
 - 調査票回収 – 調査に対する回答
 - 分野別調査担当からのフィードバック
 - 外部のデータによるシグナル
- 調査
 - インターネット
 - 官報公示, 企業のホームページ、他

プロファイリング

- 報告者へのコンタクト
 - 電話照会
 - ビジネスレジスターのプロファイラー
 - 訪問照会
 - 企業プログラムマネージャー (EPM) のプロファイラー

プロファイリング

- 頻度
 - 2～3年に1回
 - 調査票回収活動を通じて判明した変化の数と(企業)構造に対する変化の影響に依存する。
 - 暫定処置
 - 更新と変更は報告者へのコンタクトなしに行う。

プロファイリング

- 1年当たりの報告者の数
 - 企業プログラムマネージャー (EPM)
 - 1人 1年当たり10 単位 – 100% コンタクト
 - 複雑な企業の局内プログラム(CIP)
 - 1人 1年当たり30 ~35単位 – 95% コンタクト
 - ビジネスレジスターのプロファイリング・チーム
 - 1人1年当たり65~70 単位 – 50% ~60% コンタクト

プロファイリング

- 報告による方法の採用
 - プロファイラーは全てのケースについて情報を収集し、まとめる。
 - 報告者は(企業の組織図など)自身に関する情報を要求された場合には提供しなければならない、あるいは自発的に提供することがありうる。:その情報は電子媒体あるいは紙媒体のどちらでも良く、報告者の選択に任されている。

プロファイリング

- 報告者に対する関連する研修
 - 研修不要: プリセットの調査票ではない。
 - 必要に応じ情報が要求される。
 - プロファイラーは調査と行政記録を通じて全ての変更を確認しようとする。
 - 解消されなかった事項についてのみ報告者に要求。
 - この方法は報告者負担を大きく減らし、データ収集に良い影響をもたらす。

品質保証

- 品質保証チーム
 - (企業)構造の変化及び(企業)構造(に関する情報)の更新における手順と概念の一貫性と妥当性を監視する。
- 合同スタッフプロセス
 - 複数の分野別調査に影響を与える単位については、データの関連性と正確さに与える影響の大きさに応じて、影響を受けると判断された全ての関連分野別調査の担当が参加して検討される。

品質保証

- プロファイラーは通知システムを通じて割り当てられた(企業)構造の品質を保障する。
 - ビジネスレジスターシステムの利用者によって、それぞれの責任担当の(企業)構造について、処理が行われたいかなる変更も、正確性や一貫性を、以下から割り当てられたプロファイラーが検討する。
 - 各分野別の調査担当
 - 調査票回収担当
 - 外部データ処理担当

統計プログラムに対する意義

- プロファイリング目的に対する毎年の予算を配分
- 各分野別の調査担当の期待と信用
 - プロファイリングについて
 - 支援プログラムについて
 - 調査マネージャーと研修
 - 品質保証プロセス
 - 通知と月次報告

統計プログラムに対する意義

- 整合性と一貫性：
 - フレームデータ
 - 概念
 - 手順
 - 方法論

EuroStat勧告マニュアル2010

(Business registers Recommendations manual, 2010)

～ 抜粋 ～

19C - プロファイリング方法

19.16 以下のパラグラフでは、実際にプロファイリングをどう実施することができるかを記述する。プロファイリングを成功させるための第一の必要条件は、十分な予算と適切な職員が使用できることである。プロファイリングは、統計単位と国の行政情報についての十分な知識が要求される複雑な業務であり、このため十分に上級レベルの経験ある職員が求められる。

19.17 プロファイリングは次の3つの方法のいずれかで行うことができる。

- 相対会合

このプロファイリングの方法は、職員の時間と旅費という点で高価であるが、規模が大きくより複雑な集団に対してはしばしば不可欠である。これは、集団内で財務、人事、そして事業といったいろいろな職務を代表する何人もの人と通常は接触する必要があるからである。

- 企業とのその他の接触

より複雑でない集団については、しばしば電話、Fax、Emailあるいは郵便で詳細を確認することで正確な構造を決定することができる。

- 既存情報の利用

行政情報や統計調査あるいはますます企業のウェブサイト経由で入手できる情報に基づいて比較的単純な集団をプロファイルすることができる。この種のプロファイリングの方法は、職員の経費の点で比較的安上がりで、関係する集団への追加的負担もない。しかし、不完全情報に基づいて決定を行う必要があることから、この種のプロファイリングの方法は、統計作成にとって決定的と思われる集団に対しては適切ではないであろう。この種のプロファイリングの主たる利点は、標準的ルールが適用でき、多くの場合、処理過程が自動化でき、それによってプロファイルできる集団の数を増やしつつ費用を削減できることである。

19.18 プロファイルされるべき集団の数とタイプは、できれば閾値を使って一般に前もって決定されなければならない。しかしながら、中核的回答企業の予期せぬ再編を扱うためにプロファイリング計画にはある種の弾力性をもたせることが重要である。企業再編や合併の新聞記事、調査への非回答、あるいは関係する団体からの直接連絡が、緊急にプロファイリングを行う契機になる。

19.19 集団のプロファイリング作業は、4つの異なる段階について見る必要がある。

- 準備

集団について可能な限り多くの情報を集めるのが重要である。これによってプロファイルの実施者は集団の構造についての予想図を描くことができ、明確にすべき詳細な事項を明らかにする。

- プロファイリング

集団の正確な構造と今後の統計報告の準備が確定される。

- 履行

プロファイルされた構造が統計ビジネスレジスターとそれに基づく調査に反映されなければならない。

- 見直し

そのことが調査非回答や負担問題を引き起こさないようにするために、一定期間後にその構造の見直しが行われる必要がある。これは、集団に対する再接触を含むことがある。

19.20 プロファイリングの過程を容易にするために、考慮されるべきと思われる事柄や回答すべき質問を含めたプロファイルの手順書templateの開発が有効である。これは、質問を組織しあるいは集団との接触が一切ない場合に全ての側面が確実に網羅されるのに使用される。それはまた、プロファイル担当者チーム全体が採用する方法の整合性を保証するのにも有効である。

19.21 集団との直接接触を含むプロファイリングの方法の場合、集団がその協力関係から潜在的利益を得るのに関心があることをしばしば確かめることが必要となる。プロファイリングによって統計調査の対象がより正確になり、関係する単位だけが調査されるようになることから、それはしばしば回答負担の削減をもたらす。この種のプロファイリングは、統計機関と主要回答者の間の相互理解の促進と、データ問題の解決に役立つ一連の意思疎通に寄与しうる。

(原文)

19C – Profiling – Methods

19.16 The following paragraphs describe how profiling can be carried out in practice. The first requirement for successful profiling is the availability of sufficient funding and suitable staff. Profiling is a complex task that requires a thorough knowledge of statistical units and national administrative data, therefore experienced staff at a fairly senior level are required.

19.17 Profiling can be carried out in one of three ways:

- Face to face meetings: This form of profiling is expensive in terms of staff time and travel costs, but is often essential for larger and more complex groups. This is because it is usually necessary to involve several people representing different functions within the group, such as financial, personnel and operations managers.
- Other contacts with businesses: For less complex groups, it may often be possible to determine the correct structure by confirming details over the telephone, by fax, e-mail or post.
- Using existing information: It may be possible to profile relatively simple groups on the basis of information already available from administrative sources and statistical surveys or, increasingly, via business websites. This form of profiling is relatively inexpensive in terms of staff costs and involves no additional burden on the group concerned. It may, however, be necessary to make decisions on the basis of incomplete information, so this form of profiling may not be suitable for groups that are seen as vital for statistical outputs. The main advantage of this form of profiling is that standard rules can be applied and, in many cases, the process can be automated, thus reducing costs whilst increasing the number of groups that can be profiled.

19.18 The numbers and types of the groups to be profiled should generally be determined in advance, possibly through the use of a threshold. It is important, however, to leave some flexibility in the profiling plan to deal with unexpected restructuring of key respondents. Triggers for such ad-hoc profiling can include press reports of restructuring or mergers, survey response problems or direct contact from the groups concerned.

19.19 The exercise of profiling a group should be seen in terms of four distinct phases:

- Preparation: It is important to gather as much information about the group as possible. This allows the profiler to build up a mental picture of the likely structure of the group and to identify the precise issues that need to be clarified.
- Profiling: The correct structure of the group and the future statistical reporting arrangements should be determined.
- Implementation: The profiled structure should be implemented on the statistical business register and the surveys based on it.
- Review: The structure should be reviewed after a period of time to ensure that it is not causing any survey response or burden problems. This may involve re-contacting the group.

19.20 To facilitate the profiling process, it is useful to develop a profile template including the likely issues to be considered and the types of questions that need to be answered. This can be used to structure interviews or to ensure that all aspects are covered if there is no contact with the group. It also helps to ensure consistency of approach across a team of profilers.

19.21 For the methods of profiling that involve direct contact with the enterprise group, it is often necessary to ensure that the group is aware of the potential benefits of its cooperation. Profiling can often result in a reduced response burden, as it should ensure that statistical surveys are targeted more accurately and only at relevant units. These forms of profiling can also help to create a greater mutual understanding between the statistical institution and key responders and can provide a line of communication to help resolve data issues.